

「東アジア共同体への道」研究：
大日本帝国のグランドデザイン・レビューと
戦争責任・戦後処理責任問題における日独比較からの考察
A Study on Emerging East Asian Community:
Historical Obscurity & Confrontation, through Comparative Consideration
on the War Crimes and the Post-war Responsibility of Japan and Germany
in Relation with the Grand-designs of Modern Nation State of Japan

奥田孝晴¹, 矢崎摩耶²
Takaharu OKUDA Maya YAZAKI

Abstract:

Repeated troublesome issues among East Asian nations such as territorial disputes or different perceptions on modern history make us puzzled by increasing narrow-minded nationalism. For Japanese, though there are various reasons for causing conflicts, one of them must be insufficient reflection and consideration on the war-crime and sociopolitical idleness for compensation to the Asian citizens violated by Imperial Japan. For the purpose of overcoming the present difficulties to achieve better East Asian community, we need to “rehistorize” its modern history from the viewpoint of East Asian citizen not from that of irrational chauvinist. This paper has focused on consideration of the issue of the national war crimes and the post-war responsibility through comparative study of Japan’s attitude and Germany’s one, and some disputes on the different grand-designs of modern nation state of Japan.

1. はじめに—問題の所在

2011年3月11日に起きた東日本大震災は私たちに深慮を迫る契機ともなった。抗しがたい物理的破壊と混乱の前に、国家（政府）はほとんど手を打てなかったばかりか、福島第一原発がメルトダウンを起こし、「事態が悪化すると住民避難区域は半径200kmにも及び、首都圏を含む3,000万人の避難が必要となる可能性」³ さえあった放射能汚染という超非常事態に際してさえ、その危険をひた隠し、放射能塵が振り落ちる中

を避難する人々を事実上放置するなど、本来担うべき（あるいは担うと信じ込まされてきた）国民生活の安全保障機能をまったく果たせなかった。機能麻痺した国家組織に対して、ただ働いていたのは、孤立した各地域で互いを支え合い、暗闇の中で体を寄せ合い、水や食料を分け合って必死に寒さに耐え続けた被災地域住民の自助努力と、直後から被災地に飛び込んだボランティアの人々による扶助だった。「…私の家も被災地にありました。電気は3、4日つきませんでした。夜は真っ暗だったけど、蠟燭を一つ

1 文教大学国際学部教授

2 ハイデルベルグ大学（ドイツ）歴史学科博士課程

3 福島原発事故独立検証委員会（民間事故調）北澤宏一委員長の言。同委『調査・検証報告書』（Discover, 2012）p5。

つけて、家族で囲んでご飯を食べました。そのとき、『こういうのも悪くないよね』って、話をしたのを覚えています。暗いけど、電気がなければ無いでそれなりに生活できるし、人と人のつながりが深くなる気も、あの経験からしました⁴といった、無数の非日常的体験が錯綜する中、ただ地域コミュニティという「市民社会」の紐帯だけが、かろうじて被災された人々を絶望の淵から救っていた。

「国家の溶解」とでも言うべきあのような事態に立ち到った時、私たちはあらためて国家というものとの存在意義、あるいはそれに託していた（と勝手に思い込んでいるのかもしれない）機能に対する疑念を持たざるを得なかった。思うに、そうした「ラディカルな思慮」に至る事態を、私たちの先達もこれまで体験してこなかったわけではなかった。たとえば1945年8月15日がそうであったように、日本人は自身の帰属する国家のありようを見つめなおし、さらに言えばその「リセット」を志向できる機会を幾度か持ってきたのではなかったろうか。だが、かつての大日本帝国の骨格や神経組織がアメリカの占領下で再編・継承され、戦後社会の深層にビルトインされてきたことは、「3・11」直後から始まった「トモダチ作戦」での米軍の動きと原発事故に対するワシントンからの諸々の干渉行為—それらは紛れもなく、イラクやアフガニスタンと重なる準戦時の風景だった—などからも明らかだった。この国の最大の「実力」は一般市民とは遠くかけ離れた部分に握られており、最終的な意思決定の回路もまた、「8・15」以前と同様に、市民を疎外した形でしか働いていなかった。

しかしながら、「3・11」は新たな可能性を示してくれることにもなった。尊い命の損失と極限状況の中にあっても、なお逞しく立ち上がろうとする地域コミュニティの自助努力と、それを周りから支えようとする市民の有形無形の連帯努力から見えるものは、あてにならない国

家とは別の基層レベルに働く豊かな市民感性と連帯へのエネルギーであり、それはまた、ポスト「3・11」の新しい日本像を創造してゆく力の源泉でもある。私たちが大震災とフクシマを過去の悲劇に終わらせず、真の意味での未来への教訓とするためには、まずもってこのことを深く銘ずべきであろう。

ところで、国家への本質的懐疑と市民社会目線からの相対化圧力は「内側」からだけでなく、「外側」からも増幅されつつある。私たちは前世紀とは大きく様相を変えている国際情勢、特に東アジア社会の急激な変容をふまえなければならぬ。言うまでもなく、それは20世紀末から顕著に進んだ東アジア諸国の雁行形態的な経済発展と、主として域内に展開する企業内分業が生み出した水平分業の進展、産業内貿易の急激な増加、そしてそれらが促しつつある東アジア社会全体の変容を指している。しかしヒト、カネ、モノ、ブンカが濃密に飛び交う中、今ではアメリカへの経済依存を凌駕するまでに進んだ相互依存が生み出しつつある現在の経済統合の成熟状況に対して、近年ますます鋭敏さを増してきた竹島（独島）や尖閣（釣魚）諸島の領有権紛争などが象徴するように、なお「国民国家の呪縛」にとらわれ、それを克服できずにいる国家（帰属）意識との間に横たわる乖離、言うなればグローバリズムとナショナリズムの不整合の状況を、私たちはどのように理解し、克服すればよいのだろうか。この課題について、たとえば天児慧（早稲田大学院）は後者に対峙する前者トレンドの制度化の未成熟に答えを求めようとしている。

「…国家システムと脱国家の価値、役割、機能が併存し影響し合う状況が続くのが少なくとも21世紀の国際社会であろう。私はこれを国民国家（NS）システムにかわる＜N-TNシステム＞（Nation-Trans Nation System）と表現しておきたい。＜N-TNシステム＞が

4 文教大学国際学部「国際学入門/核と市民社会」講座、或る被災地学生のコメントペーパーから。（2012年6月28日）

大きな流れになりつつある今日、政治的な主権論以外の領域での協力・依存関係を軽視してはならない。脱国家の論理と実践を国家の理論と実践に一方的に従属させてはならない。しかし<N-TNシステム>への転換にもかかわらずTNの部分の制度化が進んでいないために、緊迫した事態になると国家主権の論理がすべてに優先されるのである。』⁵

天児はここで東アジアの相互依存関係の深化にもかかわらず、各国(民)にあってはなお脱国家的発想とその具現化への制度化が充分になされていないことを強調しているのだが、そもそも「TN部分の制度化」には、東アジア共同体の構成主体者間での現状に対する認識の共有、社会的価値観の取れんが欠かせない。だが、それを阻む壁はなお厚い。特に東アジアの各国民が現在なお対抗的ナショナリズムの頸木にとらわれている原因の一つは、近代東アジア史における「力の非対称」が生み出した諸事件に関する認識が大きく異なっており、「過去」に対する価値収束がほとんど進んでこなかったことであろう。中国の東アジア比較文芸評論孫歌は自著の中で、国民国家の枠組みを超えた思考の重要性に言及しながらも、脱国民国家意識形成の未成熟状況と、なお強く働いているナショナリズム磁力への過小評価に基づいた、安易なグローバリゼーション礼賛＝「共同体志向」への傾斜を諫めて、この問題の困難さを説いている。

「…もしも東アジアという視覚にナショナリズムを解体する機能があるとすればそれはいったい誰を中心とし、また何を基礎としてのことなのか。ナショナリズムに取って代わるものがないまま、多国籍資本がグローバリゼーションの名目で不平等な経済関係を推進しようとしているとき、ナショナリズムと東アジアという視角との間に、ほんとうに相互に牽制し合うような動力作用があるのか。しかしだからといって、経済のグローバリゼーションがもたらす複雑な事態が、す

でに国民国家という単一の枠組みを越えてしまっている以上、私たちは、もはやその単一の枠組みにしがみついていることもできない。またこの枠組みに代わる有効な代替物を探し当てていない以上、私たちは、その枠組みを否定することにやすやすと希望を託すわけにもいかない。…国境を強調することと国境を単純に無化することのどちらもが、むしろ真の問題の回避に帰着してしまっている。』⁶

天児と孫に共通している認識がトランスナショナルな形で発展を遂げつつある東アジアの経済社会変容とナショナルな意識・価値観との乖離状況の克服という課題にあることは明らかだが、それを生み出している原因の一つにあるものが、東アジア近現代史総括の未徹底、とくにアジア太平洋戦争犯罪の総括にかかわる落差、あるいはアジア諸国民衆の心に深く刻みつけられている「過去に対する感情の記憶」(孫歌)に対する無思慮にあることは疑いえない。それを克服する道は、西洋近代が他世界に押し広げ、現代人の思考回路にも強固に刷り込まれるに至った国民国家や民族主義のしがらみから自身を自由な立場に置き、草の根レベルから東アジア共同体時代に相応しい新しい「公共性」を創造し、継続的に発展させていく努力の中にしか見いだせないだろう。そのような試みはヨーロッパにおける経済統合と並行して進められてきた文化活動、たとえば欧州共通歴史教科書作りなどに見られている。もちろん、それは戦後進展してきた欧州統合と冷戦構造の崩壊という動きに後押しされたものであったとはいえ、そこには「3・11」直後の被災地で萌芽してきた市民社会のエネルギーと同様、国民国家フレームを超えた形で市民社会を再構成し、国家主権に一定の“タガ”をはめるに至る広範な共同市民意識、もしくは市民力とでも呼ぶべき、基層レベルでの「力」の成長があった。

5 天児慧 (2011.2)、p.52。

6 孫歌 (2002)、pp.189-90およびp.201。

思うに、第二次世界大戦後のドイツと日本は「国際的には侵略戦争とみなされた戦争における自国の戦死者に対して、どのように向き合うべきなのか」という重い課題を課された最初の国家⁷となった。ただし、この課題に対して向きあった両国の姿勢には大きな違いがみられた。戦後、日本が「アメリカの傘」のもとで戦争責任所在を曖昧化し、アメリカのアジア戦略に加担する形で「経済繁栄」を享受し、アジア諸国民に対する戦争犯罪に無神経になっていったのに対して、冷戦下の（西）ドイツでは国土分断と核戦争危機の最前線という苦渋の運命を受けとめ、相応に戦争犯罪総括と戦後の処理責任に向き合ってきた。この作業は統一を経てなお続いているのだが、その重要な一部分を担ったものが、ナチス時代の戦争犯罪やホロコーストへの反省・賠償と、領土確定にみられた戦後の国家責任をも意識した安定化努力にあったことは明らかで、それなくして今に続く「欧州合衆国」への歩みもまた無かったろう。今日の東アジア諸国民ののどに刺さった棘の如き「歴史認識の相違」問題の止揚という課題において、欧州の経験、特にドイツと日本のそれとの比較研究が有効性を持ちえるゆえんである。

強調しなければならぬのは、こうした自省作用が単に表層事象としての戦争犯罪行為への反省に留まらず、進む欧州統合のもとで、欧州におけるドイツ国家の位置づけの再検討、そしてその前提としての「そもそも近代ドイツ国家は何故あのような狂気の道を歩むに至ったのか」というよりラディカルな疑問、言うなれば近代ドイツ国家のアイデンティティに遡及する形で行われているという点であろう。もし、私たちが今日形を成しつつある「東アジア共同体」の一員に加わるべく、その前提としての戦争犯罪・戦争責任問題に真摯に向き合うとするならば、私たちの知的課題は諸事件の分析に留まらず、それらを生み出した源とでもいえるべき近代

日本国家の構成要件そのものへの批判的検討にまで及ぶべきものであろう。それはまた、今日に連なる日本国家のありようを再検討するのに有益な示唆を与えてくれるに相違なく、「3・11」を通じて可視化された国家と市民社会の乖離状況と疎外の関係を止揚するという、未来に連なる課題解決にも有益なものともなるだろう。

拙稿ではこうした問題意識をふまえ、近代日本が志向した国家像の遷移とアジア民衆にもたらした大きな災厄との因果関係を考察するとともに、戦争責任－戦後処理責任に関する日独比較を通じて、克服すべき課題を整理し、東アジア共同体の「公共性」をいかに担保すべきかについて、ささやかな論考を試みる。

2. 大日本帝国のグランドデザイン・レビュー

(1) 背景と要因

近代日本国家は欧米列強のアジア植民地化圧力を背景に、それに対抗する排外ナショナリズム（尊皇攘夷運動）の澎湃から生まれたものであり、その意味で明治維新は近代世界史の産物であった。この政体が産声を上げたとき、日本は周辺を植民地列強の圧力に取り囲まれており、乏しい経済力となお強固な封建勢力を抱え込みつつも、万国公法（国際法）に即した主権国家としての国際的認知を勝ち取るため、国家の“経営資源”を新たに権威化された天皇のもとに集中し、近代国家としての体裁を整えていくことにやっきとなった。爾来、そこには必ずしも明確なものとは言えないまでも、近代日本国家が志向する国家・社会像があった。ここに言うグランドデザインとはそうした漠たる方向性、あるいは「こうなりたい」、「かくあるべき」という国家の意思の所在、経営指針を指している。

こうした意味でのグランドデザインの登場は国内の社会構造や経済資源の多寡の制約を受けている。江戸期に相応の工業化・「近代化」への準備が自生していたとはいえ、近代日本は極東

7 吉田裕 (2005) p88。

に位置する「後発国」であり、残存する封建的諸制度のもとに多くの農民が隷属し、狭隘な市場規模と乏しい賦存資本の制約にあっては近代工業の発展条件が不足していた。植民地圧力に絶えずさらされている後発国としての性格は、近代日本を律束する基本的条件であったとともに、克服すべき課題でもあった。さらに、この国のグランドデザインの生成に影響を与えた「外圧」の震源として、特にロシアとアメリカ合衆国、そして周辺アジア、とりわけ朝鮮半島と中国大陸を挙げることは間違いではないだろう。前2者列強がもたらした物理的・心理的圧力は近代日本人の深層心理に深刻な影響一時には恐怖心と呼ぶほどのものであったり、強烈な反発心・自負心と呼べるものであったりした一を及ぼした。一方、周辺アジア諸国のインパクトはこれとは逆のベクトルを伴っていた。西洋列強の圧力を受けてその頸木から逃れようと“受動的な立場”から自身の殖産興業・富国強兵化をいかに進めるかが近代日本の課題であったのに対して、周辺アジア地域はその課題解決の対象、露骨に言えばここから生じる諸矛盾の転嫁先、あるいは外郭防衛線として位置づけられ、日本は“能動的な立場”でこの地域を「国益」のもとに置こうとしてきた。前2者と後2者は、近代日本という国家を造るに際しての「非対称な4本柱」となるファクターであった。

(2) 『脱亜論』と『利益線』論 (1880-90年代)

幕末期の尊王攘夷論など“素朴な”国家論は別として、近代日本にグランドデザインと呼べるものが形を成してきたのは立憲国家としての体裁を整えつつあった1880年代であろうか。日本のエスタブリッシュメントの間には増大する

西洋列強のアジア支配圧力への危機感と、それに相反する「共に近代化（西洋化）を担うべき」近隣アジア諸国の“停滞”への苛立ちが充満していた。日本では朝鮮や中国を「近代化」の波に乗り遅れた保守頑迷の邦として蔑視する風潮が現れ、かれらの統治能力への懐疑が台頭していた。特に朝鮮での甲申政変（1884）によって親日的な独立党勢力が駆逐され、改革が挫折したことが日本の知識人たちに与えた失望感は大きかった。1885年に福澤諭吉が『時事新報』紙上で著した、後に『脱亜論』と呼ばれる小論では、「両国はかつて日本にとって範であったが、もはや時代に乗り遅れたものとなってしまった。今後数年で国は失われてしまうだろう」とし、「今後は日本も西洋列強が接するように清国や朝鮮を扱うべきだ」という、いわゆる「脱亜入欧」が唱えられた。⁸この『脱亜論』は、近代日本国家とアジアがいかに向き合うべきかという課題を、福澤という自由主義的傾向を強く持った当時最も高名な開明的知識人さえもが、どのように捉えていたのかを示すものとして極めて興味深いものがある。福澤はそれまで朝鮮の改革に期待をかけており、甲申政変への失望感から朝鮮民衆を啓発すべく筆を起しただけだが、やがて彼の思惑を超えて、「脱亜入欧」イデオロギーは一般の日本人の間に他のアジア諸民族に対する優越感と蔑視をもたらし、その後のアジア侵略を正当化する理論へと変質した。特に朝鮮に対しては、「自分たちが指導し保護してやらなければ、いずれは西洋列強に奪われ、食い尽くされてしまう」との優越意識と支配欲を日本人の間に生み出していった。

明治政府の高官たちに絶えず付きまとっていたのは、バリー艦隊来航以来の西洋列強からの

8 「…わが日本の国土は亜細亜の東辺に在りと雖も、其国民の精神は既に亜細亜の固陋を脱して西洋の文明に移りたり。…支那…朝鮮…此二国…其古風旧慣に恋々するの情は百千年の古に異ならず、…道徳さへ地を払うて殘刻不廉恥を極め、尚傲然として自省の念なき者の如し。…今より数年を出でずして亡国と為り、其国土は世界文明諸国の分割に帰す可きこと一点の疑あることなし。…我国は隣国の開明を待て共に亜細亜を興すの猶予ある可らず、寧ろその伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、其支那朝鮮に接する法も隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に從て処分す可きのみ…」福沢諭吉『脱亜論』、慶応義塾編（1960）pp239-240。

侵略に対する恐怖感だった。この心理的圧迫は明治政府をして急速な殖産興業・富国強兵への道を走らせただけでなく、外国の侵略を避けるためには国境線で相手を迎え撃つのでは不十分で、さらに進んでその先で待ち構えるべきであるとの考え方を植え付けた。その最初の公論は「征韓論」という形をとって現れてきたが、その後、産業資本主義が勃興していくにつれて、現在もしくは将来的に経済的利益のある地域を先んじて押さえ、死守することが重要であるとの認識が広まっていった。シベリア鉄道の起工が間近かに迫った1890年、ロシアの極東侵略を危惧した山県有朋首相は軍備拡張のための予算を編成するにあたって帝国議会で演説し、独立を守るためには国境としての「主権線」を守るのみでは不十分であり、「隣国接触の勢い、わが主権線の安否と緊しく相関するの区域」としての「利益線」の重要性を説き、それを死守しなければならず、そのためには巨額の軍事費（当時予算の約30%）が必要であると主張した。⁹山県によれば、当時のその「利益線」はまさに朝鮮半島にこそ引かれるべきであり、朝鮮半島を支配しなければ日本の安全は保障されないというのだった。確かに朝鮮半島は当時の日本経済にとって米の確保先あるいは綿布などの製品販路として重要であり、また地理的に見てもユーラシア大陸の東端部分を成し、日本に向かって突出していることから、そこが敵対的な勢力の支配下に入れば安全が脅かされるという不安心理が芽生える土壌はあった。しかし、そもそも「利益線」の考え方自体が日本の利己的な権益確保論に過ぎないことは明らかであり、現地に暮らしを営んでいる朝鮮民衆の意思や主体性はほとんど考慮されることは無くなってしまふ。またこうした考えは、いったん同地を確保すれば、今度はそこを守るためにさらにその外郭を「利益線」として確保しなければならないということとなり、際限の無い膨張運動を認めることと

なる。すなわち、この論理を前提とした場合には対外侵略に対する歯止めはほとんどかからなくなってしまうことになるだろう。事実、大日本帝国は以後「利益線」死守のために、朝鮮→満州→内モンゴリア→華北へと侵略を拡大し、遂にはアジア太平洋戦争を引き起こした。畢竟、アジアに生きる人々の暮らしを視界に入れることのないグランドデザインは帝国主義的膨張を後押しして戦時体制に国民を巻き込み、遂には自身の生活までの破壊する道に日本人を誘っていったことになる。

(3) 安重根の「汎東アジア主義」（1900年代）

近代日本国家が経験した最初の本格的な帝国主義戦争である日露戦争は、帝国主義時代におけるダイナミックな国際関係の再編過程で行われた戦争であった。ただし、ここで言う「国際」の中からは植民地下にあった第三世界民衆の存在がしばしば抜け落ちてしまうことに、私たちは留意すべきだろう。この戦争がイギリスやアメリカからの有形無形の支援によって遂行されたのは紛れも無い事実だが、それは桂・タフト秘密覚書（1905年7月）で日本がアメリカのフィリピンにおける排他的支配権を認め、また改訂日英同盟（同年8月）でイギリスのインド支配を全面的に支持する姿勢を明確にしたことも、一つの理由であった。言い換えれば、日本がロシアとの戦争を継続できたのは、英米帝国主義のアジア民衆への植民地支配を容認することを担保としたからであった。そうした構図は、日露戦争最大の犠牲者とも言うべき朝鮮半島1300余万人の運命がより鮮明に“証明”していた。既にこの戦争中から日本は大韓帝国政府に干渉を強め、3度にわたる日韓協約を経て、1910年には同地を完全に植民地化するまでに至り、そこに暮らしを営んでいた人々に「日帝三十六年」の惨禍をもたらすこととなった。

こうした中、1909年ハルビン駅頭で明治の元

9 山室信一（2006）p46。

勲・初代韓国統監府の長官だった伊藤博文が暗殺された。犯行に及んだのは当時30歳の韓国人安重根。この暗殺者は、しかし韓国および北朝鮮にあっては愛国の義士として尊崇され、ナショナリストとして、民族文化守護のヒーローとしてソウルの記念館に称えられている。その評価自体を否定するわけではないものの、彼が投獄された旅順刑務所の獄中で書かれた（遺書ともいべき）『東洋平和論』の序文には帝国主義時代の東アジアが直面した危機意識とともに、痛烈な大日本帝国批判の中に彼の思想の“汎アジア性”が見て取れる。

「…ああ、千云万云々思いもかけなかったことだが、（日露戦争に）勝利した日本は、凱旋するなり、最も近い同一人種であり、最も親しいはずの善良な韓国に対して無理な条約を迫り、満州長春の南に位置する韓国を占拠した。世界のすべての人々の脳中に疑惑の雲が湧き起こり、日本の偉大な名声と正大な勲功は、一朝にしてロシアよりも甚だしい蛮行に変わってしまった。ああ、竜虎の威勢が蛇や猫の行動になろうとは。かの逢い難い絶好の機会に、更に何を求め、何を惜しんだのであろうか。痛ましいかな。東洋平和と韓国独立という言葉は、すでに天下万民の人々の耳目に焼きつき、その信義は金石のごとく韓清両国人の脳裏に刻印されていた。この文字に表わされた思想は、たとえ天の神の力を以ってしても消滅させることはできない。…現在、西洋の勢力が東洋に押し寄せる患難に対して、東洋の人々が一致団結して極力防御することが最上の策であることは、小さな童子でもはっきりと知っている。しかるに、なぜ日本はこの道理に適った形勢を顧みず、同じ人種である隣国を剥ぎ裂いて、友誼を断絶し、自ら蚌鷸ほういづの争いを起こすような、愚かなことを仕出かすのであろうか。」¹⁰

ここには日本人が提起するグランドデザインとは別の視点からの、日本の取るべき進路を指し示す言質が溢れている。それは1924年に死の直前に神戸に立ち寄り、「西洋覇道の番犬となる

のか、東洋王道の牙城となるのか」と日本人に問いかけた孫文の”遺言“へとつながる、日本の転進を促す声でもあったのだが…

(4) 石原莞爾の「最終戦争論」と松岡洋介の「4大広域経済圏」(1920-30年代)

日露戦争は列強間の合従連衡を背景とした、きわめて国際色の濃い本格的な帝国主義戦争であった。このうち、孤立外交に終止符を打ち、東アジアにおける対露けん制パートナーとして日本の利用価値を見出したイギリスと、中国大陸で利権分与に参加すべく「門戸開放」を掲げていたアメリカ合衆国のコミットメントは、近代国家形成からまだ30余年しか経ていなかった日本にとって決定的に重要なものだったし、またそのことが戦後の両アングロ＝サクソン帝国、とくに後者との関係を複雑なものとした。とりわけ満州に絡む利権のシェアを巡って、日米両国は微妙な対立を生み始めた。一例として挙げられるのは日本がポーツマス条約で管理権を接取した長春～旅順間の東清鉄道支線（後の南満州鉄道）利権をめぐる軋轢である。アメリカは「門戸開放」の担保として鉄道王ハリマンを中心にその経営参加に動くのだが、小村寿太郎らの強硬な反対あって挫折し、結局、同鉄道は日本の独占経営となった。日本海軍の仮想敵がアメリカ海軍へと代わり、またアメリカでも排日運動が激化し、1907年には排日移民法が制定されるなど、日露戦争後の日米関係は次第に対立要因を含むそれへとシフトしていった。

爾来、大日本帝国は朝鮮半島から満州の排他的支配へと歩を進め、「大陸国家」としての自給圏（autarky）構築へと向かっていくのだが、大陸国家志向路線が最終的にアメリカとの衝突に至るだろうことを予見していた人物が、少なくとも2人はいた。一人は「満州事変の張本人」とされる柳条湖事件当時の関東軍作戦主任参謀石原莞爾、今一人が満鉄副総裁を経て満州国建

10 安重根「東洋平和論序文」、愛知宗教者九条の会（2011）p89。

国後の国際連盟日本首席全権となった松岡洋右である。両者はともに総力戦となった第一次世界大戦という戦争の劇的変化からの影響を強く受けていた。近代戦争に勝つためには、国家の軍事力は比較的長期にわたる戦争継続に必要な生産力に裏打ちされなければならない、それには経済諸資源、とりわけ石炭、鉄が重要であり、大日本帝国はそれを大陸、特に満洲、内モンゴルに求めていくというコンテクストは両者がともに抱えていた国家指針でもあった。¹¹ 石原のグランドデザインの基点を成したものが1923年に彼が軍事研究のために駐在したドイツでの経験にあったことは論を待たないだろう。彼はそこで長期戦となった第一次大戦の教訓から、従来の短期決戦型戦争とは別の近代戦争—彼によれば「殲滅戦争」と区分されるべき「持久戦争」という形態—に対応できる銃後の支援体制の構築と国家の経営資源を動員する総力戦体制づくりの必要性を痛感し、その延長線上に満蒙問題の最終的解決が日本の排他的領有にあるとした。¹² そして、やがて軍事技術の進歩を背景に登場するだろう「最終兵器」が大国間の戦争を不可能とするがゆえに、その前段階で、かの地の経済資源を総動員して“東洋チャンピオン”となるべき大日本帝国が西洋の覇権を握るだろうアメリカとの戦争を覚悟しなければならない、とした。有名な「最終戦争論」がそれである。以下、その要諦を示す。

「…欧州大戦により5個の超大国を形成せんとしつつある世界は更に進みて結局一の体系に帰すべく、その統制の中心は西洋の代表たる米国と東洋の選手たる日本間の争奪戦によって決定せられるべし。すなわ

ち、わが国は速やかに東洋の選手たるべき資格を獲得するをもって国策の根本義となさざるべからず。現下の不況を打開し東洋の選手権を獲得するためには、速やかにわが勢力圏を所用の範囲に拡張するを要す。」¹³

一方、松岡の場合は満鉄に寄り添い、かの地での植民地経営の実体験、特に関東軍が進めた満州国産業五ヶ年計画に象徴される軍・官・産・学・の結合と国家主導の産業育成を大日本帝国の範として、国家社会主義的総動員体制による自給圏を構想していた。そこにはうっ積する国内矛盾の転嫁先、社会主義ソビエト連邦への防波堤としての満蒙地域との地政学的位置づけとともに、世界大恐慌以降、「持てる帝国主義」諸国がブロック経済へと舵を切り、世界経済が分解をする中であって、「持たざる帝国」としての日本がその流れに抗すべく自給圏づくりを目指さなければならないとする危機感があった。すなわち、松岡は20世紀以降いっそう強まるアメリカのアジアへの勢力拡張を押し返すべく、満鉄の先輩後藤新平が唱えた「新旧大陸対峙論」に基づく日独伊の三国による同盟とソ連との連携による対峙体制を構想した。¹⁴

思想的にも政治的にも枢要な位置を占めていた両者のグランドデザインの影響もあって、大日本帝国の大陸国家への舵取りが明確になっていった。「国家の生命線」を大陸に求める排他的自給圏の構築は、だがしかし、アジア諸民族に大きな苦痛をもたらし、彼らの反発を煽ったばかりでなく、勢力範囲の維持のためには膨大なコストと人的資源の消耗を自らにももたらすものであった。大東亜共栄圏という虚構を実現する企ては欧米帝国主義諸国との激突を生み出すと

11 山室信一（2002、夏季号）p41。

12 「満蒙問題の解決日本が同地方を領有することにより初めて完全達成される。対支外交即対米外交なり。即ち前期目的を達成するために対米戦争の覚悟を要す。」石原莞爾「満蒙問題解決のための戦争大綱計画」（1928）より。

13 石原「満蒙問題私見」（1931）、歴史教科書教材研究会編（2001）p274。

14 「…松岡はアメリカの『グローバリズム』に対しては『ドイツ圏』、『ソ連圏』、日本の『大東亜共栄圏』、そして『アングロサクソン圏』という4大『広域経済圏』の設定で対抗しようとしたものである。」三輪公忠「満州をめぐる国際関係・19世紀末から20世紀前半にかけて」（2002、夏季号）pp56-57。

ともに、アジア諸民族の抵抗によって破綻を余儀なくされたことは、歴史が示すとおりである。

(5) 石橋湛山の小日本主義（1920年代）

時代はやや相前後するが、「脱亜入欧」路線から石原・松岡に至る大陸国家化路線とは一線を画し、“汎太平洋主義”とでも呼ぶべきグランドデザインを提起したのが石橋湛山である。第一大戦後の不況と排日運動が起こるアメリカへの敵愾心の高まる政治社会状況下にあつて、東洋経済新報社の論客として石橋は、日本の進路を排他的自給圏の樹立に求めるのではなく、対外開放を旨とし、海洋国家としての通商立国こそが日本の生きる道であると説いた。また、その帰結として植民地経営の経済的・国際道義的なコスト・ベネフィットを勘案し、経済合理性の観点から明らかにしようとし、「朝鮮、満州、すべて捨てよ。すべてを捨てるどころからダイナミックな対アジア外交、対欧米外交を再建する道が拓けるとともに、道義の国としての日本の国際信用は高まり、むしろ国益に叶う」とした。有名な小日本主義である。

「…皮相なる観察者に依つて、無欲を説けりと誤解させられた幾多の大思想家も実は決して無欲を説いたのではない。彼らは唯だ大欲を説いたのだ。大欲を満たすが為めに、少欲を棄てよと教えたのだ。さればこそ仏者の『空』は『無』に非ず、無量の性功德を円満具足するの相を指すなりと云わるるのだ。然るに我國民には、其の大欲が無い。朝鮮や、台湾、支那、満州、又はシベリア、樺太等の、少しばかりの土地や、財産に目を呉れて、其保護やら取り込みに汲々としておる。従つて、積極的に、世界大に、策動するの余裕がない。卑近の例を以つて云えば王より飛車を可愛がるへボ将棋だ。…若し政府と國民に、総てを棄てて掛るの覚悟があるならば、(ワシントン) 会議そのものは、必ず我に有利に導き得るに相違ない。例えば満州を棄てる、山東を棄てる、其他支那が我国から受けつ

つありと考ふる一切の圧迫を棄てる、其結果は何うなるか、又例えば朝鮮に、台湾に自由を許す、其結果は何うなるか。英国にせよ、米国にせよ、非常の苦境に陥るだろう。何となれば彼等は日本にのみ其の如き自由主義を採られては、世界に於ける其道徳的地位を保つを得ぬに至るからである。…之実に我国の地位を九地の底より九天の上に昇せ、英米其他を此反対の位地に置くものではないか。…ここに即ち『身を棄ててこそ』の面白みがある。」¹⁵

小日本主義というグランドデザインの思想的面白さは、大日本帝国の大陸支配傾斜を政治的、道義的な視点から批判しただけでなく、大陸国家経営のためのコスト支払いはおおよそ無駄であると、むしろその経営資源を民需産業の育成に振り向け、強い国際競争力を備えた通商国家に日本を導くべきであるとしたその経済感覚であろう。1920年代の国際的環境（軍縮と国際平和協調気運の台頭）と国内環境（大正デモクラシー）の軟化を背景にしていたとはいえ、その感覚は今日なお斬新に響く。そしてそれは部分的にはあるにせよ、石原・松岡が提唱し、満州国で実験された国家主導型の産業育成政策とはまた別の意味で、戦後日本が追及した通商経済立国モデルへと継承された感覚でもあつた。

「…経済的利益の為には我大日本主義は失敗であつた。将来に向かつては望みがない。…資本は牡丹餅で、土地は重箱だ。入れる牡丹餅が無くて、重箱だけを集めるのは愚であらう。牡丹餅さえ沢山出来れば、重箱は、隣家から、喜んで貸して呉れよう。而して其資本を豊富にするの道は、唯平和主義に拠り、國民の全力を学問技術の研究と産業の進歩とに注ぐにある。兵營の代わりに学校を建て、軍艦の代わりに工場を設けるにある。…朝鮮、台湾、樺太、満州と云う如き、僅かばかりの土地を棄つことに拠り広大なる支那の全土を我友とし、進んで東洋の全体、否、世界の弱小国全体を我道徳的支持者とすることは、如何ばかりの利益であるか計り知れない」¹⁶

15 石橋湛山「大日本主義の幻想」大正10年8月13日「社説」、東洋経済新報社『全集』第4巻（1971）pp10-14。

16 前注掲載書p14。

さらに言えば、石橋の小日本主義はあくまでも大日本帝国の国益を至上目的とするとの制約下にあり、それ自体が究極の理想ではなかったとはいえ、自国利益と周辺アジア諸民族の利益とを相対化し、その両立を一定志向する中から、アジアの植民地隷属からの解放とそれに対する自身のイニシアティブを強調したものであり、それは「アジアからの視点」をグランドデザインに組み込むという意味において、脱亜入欧路線を超克する試みとも言えた。そこからは、安重根が大日本帝国に投げかけたアジア侵略路線への警鐘、“汎アジア主義”への一つの回答を読み取ることができるのではないだろうか。

(6) レビューからの総括

本章では明治以来の近代日本国家の経営指針の幾つかを主に西洋列強の圧力（特にロシアとアメリカ）およびそれと表裏一体を成して現れたアジア観（特に対朝鮮、対中国観）の2つの視座から概括してきた。前者ファクターの重視は後者ファクターの軽視と一対を成しており、大日本帝国のエスタブリッシュメントが西洋列強との対抗を至上命題として排他的な自給圏を東アジアに樹立しようとしたとき、そこに暮らしを営むアジア民衆の主体性は無視され、度し難い自己優越感、対アジア蔑視観を再生産する意識と体制が維持されてきた。大日本帝国で主流を占めた大陸国家志向・膨張主義的なグランドデザインは、その帰結としての植民地支配と侵略戦争を常態化させ、やがてアジア諸民族からの反発と抵抗に遭い、遂には破綻に至る。

一方で、エスタブリッシュメントの埒外、あるいは帝国の膨張への抵抗を示した側からは「逆コース」の可能性が提示されている。大陸に軍を進めるのではなく、それを放棄し、むしろ積極的に開放を求め、アジア太平洋地域の平和努力に依拠する海洋通商国家への道、それがアジア諸民族を植民地化の隷属から解放し、彼らとの平和共存を生み出し、その共生努力が西洋帝国主義との対峙を可能にする、との考えがそれであ

る。冷厳なパワーポリティックスの時代において、それが多分に理想論に過ぎたとの批判を甘受しても、このグランドデザインはこの地域の連続的な経済発展と水平分業がもたらした経済的相互依存が進んだ今日にあっては、あらためて検討に値する意義を内包している。すなわち、「アジア太平洋共同体」はけっしてお題目ではなく経済の実態であり、そのダイナミクスを生み出すモノ・カネ・ヒト・ブンカの相互移動および交流は地域の平和と安定なくしてはけっして成り立たない。「アジアからの視点」を含んだアジア太平洋地域への参画志向は、それ自体が民族解放と平和共生の願いと不可分の関係にあった。

このように見てくると、今日の東アジア諸民族間に生じている軋轢と対立の中において、特に日本人の意識の中で決定的に問題と思われるのが、大陸国家志向型グランドデザインの路線が生み出した彼らへの民族的優越感と蔑視観が今なお十分に解消されていない（否、偏狭なその意識は近隣アジア諸国の経済台頭を前にして一層屈折し、より鬱積してさえている）ことであろう。その根幹にあるものが、大日本帝国の帝国主義的侵略戦争に対するアジア諸民族の解放運動への過小評価、言うなれば「アジアに負けた」という認識がほとんど定着していないという事実である。それはアジア諸民族の主体性を無視し、「生活圏」としてしか捉えてこなかった近代日本人の対アジア観がもたらした帰結でもあった。それはまた、戦後日本がアジアとの関係をリセットし、平和的共生に基づく海洋国家的グランドデザインを推進していくうえで不可欠なプロセスであった戦争犯罪・戦争責任の明確化と反省、そして自身による戦争犯罪者たちへの断罪を曖昧模糊のものとした原因、総無責任体制を今日なお引きずる元凶ともなるものであった。

3. 戦争犯罪・戦後犯罪意識と「清算作業」に見る日独比較考察

(1) アメリカの対日政策とアジア認識の「連続性」

「たとえ国民全部戦死しても守らなければならない」(平沼騏一郎枢密院議長・敗戦当時)として最後まで執着した国体の護持、一億の命よりも重要なそれが担保されることによって、大日本帝国の戦争責任者たちはようやく「終戦」を受け入れた。結果、アジア太平洋戦争を生み出した統治レジームへの根本的な批判とその止揚という課題は、十分に日本国民の間では意識化されることはなく、あいまいな決着が「敗戦国」との自己認識を希薄化させてしまった。そして戦後の「平和教育」が戦争を再び起こさないことを呼びかけながらも、その原点を主に戦没者の犠牲に求め、被害者意識をことさらに強調するプロセスの中で国民深層心理から自身の加害性・共犯性を捨象させてしまい、近代日本国家の戦争責任と補償責任についての追及という思想課題を停止させた。それが生み出した加害者責任を負うべきとする意識の希薄さこそが、今日なお日本が東アジア周辺国に信頼を得られない大きな要因となっていることは疑いえない事実であろう。

さらに輪をかけたのがアメリカの占領政策である。日本の従属化を第一義としながらも、占領から生じる諸々の軋轢を回避し、さらにアジア太平洋戦争時に蓄えられた大日本帝国の遺産資源—たとえば関東軍七三一部隊が残した細菌戦争や凍傷人体実験の諸データなどを—を接収するために図られた様々な妥協、免責措置は戦争犯罪の実態をさらに曖昧模糊なものとした。この過程にあって、日本人の嫌米・憎米感情は容易に好米・傾米へと転換させられたにもかかわらず、大日本帝国時代の対アジア観は温存され、払拭されることはなかった。この位置取りは反共の不沈空母として沖縄を含む日本の国土を最大限利用し、ソ連・中国に対峙するというアメリカのアジア戦略によってさらに強化されていった。日本人のアジア認識は大陸国家化を

志向していた時代のそれと同様のポジションにとどめ置かれ、再生産されていったのである。

それを実態として示したのが、日本国憲法が掲げる平和主義と日米安全保障条約締結、さらにそれと連動して進められた戦犯免責との矛盾であろう。前文およびわずか5条から成る原安保条約(1951)の内容が、かつて日本(関東軍)が「満州国」と交わした日満議定書(1932)ときわめて類似していると指摘する識者は多い。¹⁷さらに1960年の安保条約改定に際して、当時の岸信介首相(さらに言えば、かつての「満州国」商工次官、東条内閣の商工大臣)は反米感情の蔓延が条約改定を困難にするとの大義名分のもとで、その懐柔策としてアメリカに戦犯釈放を促した。アメリカは条約成立をより円滑に進めるためにこの策にのり、岸内閣時代までに戦犯の釈放はほぼ終わった。林博史(関東学院大)は両者のこの間の阿吽の呼吸をして、「日本は冷戦状況のもとでアメリカの日本の戦略的な位置を利用して戦争責任問題を棚上げした一方で、アメリカもまた安保条約の締結を見据えて基地確保のために日本政府のそうした姿勢を容認し、日本の戦争責任を免責した」と批判している。¹⁸より問題だったのは、安保改定以降日本が一層深くアメリカの核の傘に入り込み、それに従属することで「過去」に対する忘却が一層進んだことではなかったろうか。すなわち、憲法に規定された平和主義と矛盾した戦力の拡充とその行使に関する意思決定をアメリカに委ねることで、多くの日本人は擬似的な平和環境に安住し、経済成長路線にまい進することで、血塗られたアジアへの行いを「今とは断絶した・忘れ去るべき過去」として意識から排除した。そして、その意識捨象は、自身が協力し、関わってきたベトナム戦争から今日のイラク・アフガニスタン戦争に至るまでの戦争にも無頓着で、無関心な感性と表裏一体の関係を成すものであった。

17 たとえば藤原彰「現代史序説」、『岩波講座日本歴史第22巻』(岩波書店、1977)参照。

18 林博史(2012) p139。

さらに、米国の世界戦略に従属する代償として曖昧化された戦争犯罪・責任所在が「リセット」の機会を戦後の日本人から奪ってしまっただけでなく、冷戦構造のもとでの「片面講和」に伴って賠償“決着”を見た日華、日韓などの2国間条約での資金シフトの枠組みもまた、この問題に対する鈍感さを下支えした。というのも、それらは植民地支配や侵略戦争に対する賠償負担の軽減をもたらしただけでなく、戦後の「経済繁栄」を生み出す先行投資として機能したからである。すなわち、そこで取り決められた借款主体の資金供与は海外展開期を迎えた日本企業の経営戦略を刺激し、現地インフラストラクチャー整備への投資とも相まって、日本資本のアジア進出を後押しする役割を担った。歴史学者原朗は日韓基本条約（1965）、日中平和条約（1972）等での対日賠償請求権の放棄の“見返り”として行われた日本からの供与資金が「賠償金」の性格を捨象し、結果として日本人の戦争責任に対する意識鈍化を進めたと概括している。

「…国際情勢の変化の影響によるものだといえようが、負担が軽微であったことは支払義務者としての日本人の意識に対しても少なからぬ影響を持った。加害者としての贖罪意識をもって賠償を支払うことにより国際社会への復帰を図るよりも、賠償をむしろ一つの経済的機会をとらえてそれを現地への経済的進出の契機とする意識の方が強く働いていたことが認められる。賠償が寛大であったがゆえに、戦争に対する反省や責任の自覚を十分に行う機会を持たなかったと見ることもできよう。」¹⁹

大陸国家志向主義というグランドデザインが

生み出した非対称的なアジア認識の払拭という課題は、戦後日本においてほとんど進まず、「過去の記憶」への感性の減耗と贖罪意識の鈍化は、日米安保体制の定着、対米依存傾向の深化の中で再生産されていった。かくして今日、戦争犯罪・戦争責任に対する追及は社会の脇に置かれ、いたずらに近隣アジア諸国民との軋轢が繰り返される桎梏となっている。「リセット」への努力を怠り、アジアといかに関わり、つながっていくべきかという思想的・社会的課題と真摯に向き合っただけでこなかったという意味において、日本は「戦後犯罪」と言えるほどに重い課題をなお負っている。

(2) ドイツの戦争犯罪責任問題と戦後処理 **【1】** —旧西ドイツでの主要な論争

ドイツは1949年にドイツ連邦共和国（西ドイツ）とドイツ民主共和国（東ドイツ）に分割された。東ドイツは、ドイツ共産党を中心に対ファシズム闘争の勝利の結果として建国されたとしていたことから、自らをファシズムの被害者として位置づけた。そのため、東ドイツは1990年のドイツ統一まで、西ドイツのみに戦争責任があるとの立場を堅持した。

一方、西ドイツでは、憲法に当たる「基本法」²⁰が1949年に制定された。この「基本法」ではナチス党政権獲得の教訓から、民主主義体制を守るための条項が設置されたため、ナチスの思想や行動を賛美・擁護する言論・活動は禁止された。また、西ドイツ主権回復のための条件となる戦後補償²¹も、アデナウアー政権²²の元、国家事業として始まった。しかし、1950・60年代の補償は、西ドイツの信用回復に必要であったた

19 原朗（1993）p270。

20 実質的には西ドイツの憲法に当たるが、東西ドイツ統一までの仮の憲法という意味で「基本法（Grundgesetz）」と名づけられた。ただし、再統一後もドイツの憲法は作成されず、「基本法」は一部の改定を加えた状態で存続している。

21 ここで言う「戦後補償」とは、ドイツ国内や協定国内に住む、ナチス迫害の犠牲者個人に支払われるものであった。

22 キリスト教民主同盟（CDU）は1945年に設立された政党。キリスト教の博愛主義を中心に誕生したことや、その理念、政策、黨員・支持者層から、より中道右派・保守主義とみなされる。首相のコンラート・アデナウアーは1950年より初代党首となる。主に右派のキリスト教社会同盟（CSU）や自由民主党（FDP）との連立によって1969年まで与党となった。

め、それに利害関係のある西欧諸国やイスラエルの被害者に支払われ、東側諸国の被害者の多くには支払われなかった。また、国家としての補償は外交政策上のものであったし、すでに過去とは決別して民主主義化したとされる国家で過去を振り返ることを人々は避け続けた。

政治・社会では、1961年にベルリンの壁が造られ、東西ドイツの溝は深まっていた反面、1960年代の西ドイツは経済的にも国際的にも安定した時代を迎えていた。1955年にNATOへの加盟が実現して以来、ますます西側国際社会との協調が進んでいた。また、戦後西ドイツの驚異的な経済復興の立役者といわれたルートヴィヒ・エアハルトは1965年の演説で「戦後の終わり」を宣言した。しかし同時に、このような政策は（西）ドイツ国民としての反省を妨げているとして、当時の政府²³による民主主義のあり方にも疑問がおこった。60年代の体制批判は主に学生運動として社会現象に発展した。運動の中心となった左派の学生たちはいわゆる「68年世代」とよばれる、戦後第一世代であった。彼らは、主にフランクフルト学派²⁴の批判精神を学び、ナチス政権を支持したものの戦後はその罪を忘却し、戦前の権威主義的な体制を継承している親の世代に反感を抱いていた。その後、ベトナム戦争や非常事態宣言法案（1968年成立）への反対などを背景に激化し、運動は1868年にピークを迎えた。

激化した学生運動はしかし、「ブラハの春」鎮圧や非常事態宣言法成立、暴力への嫌悪感などの要因から沈静化した。ただ、学生運動やこの

運動の支持者の多くが、70年代の「新しい社会運動」²⁵と呼ばれる社会的生活を送りながらの市民活動に携わるようになっていった。彼らはドイツ社会民主党（SPD）²⁶の支持層となり、1969年に戦後初のSPD政権となるブラント政権²⁷が誕生した。ブラント政権は国内改革及び東方政策を掲げていた。CDU政権の時代に反体制主義を掲げていた支持者層はもちろん社会政策を中心とした国内改革に賛成であった。また、東方外交も支持を得た。すでに50年代から知識人たちは、アデナウアー外交の東側との溝を深める外交方針の危険性を指摘していたし、戦後世代も戦争の代償である東西分割を見過ごすことを嫌ったからである。東方外交は、西ドイツがドイツの罪を国際社会に対して認めるというものでもあり、それまでのドイツの過去への向き合い方から見れば画期的なことであった。

1970年代に始まった過去に関する代表的な議論は「特殊な道（Sonderweg）」論であった。歴史家ハンス・ウルリヒ・ヴェーラーが主張するドイツ近代史の特殊性とナチズムの関連は、ナショナリズムの復活を危惧する左派からの批判を浴びた。また、1986年には歴史家闘争といわれる議論が起こった。歴史家エルンスト・ノルテは『フランクフルター・アルゲマイネ』紙に掲載した論文「過ぎ去ろうとしない過去」で、当時の左派の批判的な歴史観に対抗して、ホロコーストの起源をソ連ボルシェビキ政権の階級的殺戮に求め、ドイツ特有の現象ではないと位置づけた。また、その他の新保守主義と言われる知識人たちはホロコーストを避けられない歴史の結果

23 1966年にはCDUとドイツ社会民主党（SPD）の連立政権が誕生し、野党はFDPのみとなった。

24 フランクフルト大学社会研究所を拠点とする社会学者と列学者の研究集団。批判理論を発展させ、学生運動の知的拠り所となった。ヘルベルト・マルクーゼ、アドルノ、ハーバーマスなどが所属した。しかし、暴力的な運動とは距離を置いたため、後に急進的な学生から批判を受けた。フランクフルト学派と学生運動の関係や、学生運動の経緯に関しては、井関正久『ドイツを変えた68年運動・シリーズ・ドイツ現代史Ⅱ』（白水社、2005）を参照。

25 研究教育機関やマスメディア、政治機関へ所属し、制度の中からの改革を目指す動き。また、彼らは70年代以降、平和、原発反対、環境保護、フェミニズムなどをテーマとした市民活動の中心となっていった。井関、前注掲載書p83。

26 SPDは1959年のゴータスベルク綱領でそれまでのマルクス主義を放棄し、中道左派路線へと転換した。

27 FDPとの連立政権。1974年にヘルムート・シュミットに首相交代の後、1982年にヘルムート・コール首相が就任し、再びCDUが与党となった。

とする主張を発表していたことから、ハーバースマをはじめとするナチズム研究者たちは、これをナチズムの相対化によって責任を軽減しようとする歴史修正主義につながるとして批判した。この論争には歴史家だけでなく多くの知識人が加わり、また、国民の注目もあびた。そしてこの論争は少なくとも、ナチスの過去への取り組みが不可欠であることを印象付けた。

1980年代でもう一つ、過去への取り組みに関する大きな変化は、「緑の党」の躍進であろう。この党はもともと右派・保守派であったが、1968年の学生運動に加わっていた左派勢力が入党し、1983年には左派政党の一つとして連邦議会で初めて議席を得た。「緑の党」は主にエコロジーを唱えていたが、過去への取り組みについても積極的に活動した。例えば、ナチス・ドイツによる安楽死犠牲者や同性愛者などの、それまで戦後補償の対象にならなかった犠牲者がその対象となった。「緑の党」は市民参加型の政党として、反戦・平和運動をリードしていくこととなった。²⁸

東西ドイツの国民がドイツ人としてのアイデンティティを回復した再統一以後、最も論じられてきた問題が、ドイツ国民全体に過去の罪を受け継ぐ必要があるかどうかの疑問であった。この疑問をめぐる議論は様々な形で表面化した。1995年にハンブルクで開催され、その後もドイツやオーストリアの各都市で開かれたハンブルク社会研究所の展示会『国防軍の犯罪』²⁹では、ドイツ国防軍³⁰が独ソ戦争中に東欧での虐殺やホロコーストに積極的に関与していたことが明らかにされた。国防軍の罪を問うことは、ナチスのみに罪があるという立場を否定し、ドイツ人全体の罪を問うことにもつながることから、

開催時点ですでに広く賛否両論があがっていた。そしてその後、政府与党がこの展示会に反対したことから、大きな社会論争となった。また、1997年にミュンヘンでこの展示会が開催されると、ネオナチによる5,000人規模のデモが行われた他、その後の他の都市での展示会も妨害を受けたりしたが、同時に、左派勢力の反ネオナチ運動も行われた。展示会は多くの来場者を集め、ドイツ一般市民の関心の高さをうかがわせた。³¹

さらに、1998年にはドイツ人作家マルティン・ヴァルザーのドイツ書籍業界平和賞受賞記念講演が発端となり、「ヴァルザー・ブービス論争」といわれる議論が起こった。この講演でヴァルザーは、ドイツ人は日常生活で常にドイツ人の「恥」であるアウシュビッツを思い起こさせられており、ベルリンのホロコースト記念碑建設などあまりにも過剰な「恥」の見せつけは、本心からの感情を伴わない「唇だけの祈り」を引き起こすとした。この主張は、90年代のドイツの形式的な過去への取り組みと、戦後補償などの利害のためにドイツに反省を求める一部のユダヤ人団体への警鐘であった。しかし、在ドイツ・ユダヤ人中央評議会議長イグナツ・ブービスは、ヴァルザーの発言は、ナショナリスティックなドイツ人を煽るだけでなく、ユダヤ人を現代の加害者に仕立て上げるとして反論した。ヴァルザーの発言は、過去の過ちを忘れないための批判であったが、ブービスの懸念したとおり、その後その真意とは逆にネオナチなどに引用されたりもした。そして21世紀に入り社会や政治状況の変化で、また新たな議論が生まれている。このように、さまざまな過去への見方が出ているが、一つだけ確かなのは、ドイツでは常に過去に関する議論に社会全体が関心を持って取

28 石田勇治 (1999) p304。

29 展示会の原題は「Vernichtungskrieg. Verbrechen der Wehrmacht 1941 bis 1944」。

30 それまで、ナチス時代の大量虐殺はナチス親衛隊によって行われたもので、ドイツ国防軍はヒトラーに従っただけで罪は無いとする理解が主流であった。そのため、この展示は人々に衝撃を与えた。

31 展示会やそれをめぐる議論に関しては、Hans-Günther Thiele (Hrsg.), *Die Wehrmachtausstellung. Dokumentation einer Kontroverse*, Bremen 1997を参照。

り組んできたということであろう。³²

(3) ドイツの戦争犯罪責任問題と戦後処理【2】

一「記憶の形」をめぐる

ドイツではナチスによる虐殺を記憶するために、実際に虐殺が行われた場所を保存し、その場所を記憶のための物・空間として後世に残すという試みがあった。このような場所は「記憶の地 (Erinnerungsort)」「記念の地 (Gedenkstätte)」と呼ばれ、記憶と空間を結びつける役割を担っている。この「記憶の地」の代表的な例としては、強制収容所跡 (KZ Gedenkstätte) が挙げられる。強制収容所跡は戦後の比較的早い時期に、記憶のための施設として残そうとする動きが始まった。例えば、アンネ・フランクが命を落としたことで知られているベルゲン・ベルゼン強制収容所跡では1945年に敷地内に追悼碑が建てられた。また、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のラーデルント強制収容所跡地内には、記念碑としての犠牲者墓地が建てられ、1946年には追悼行事が開かれている。さらに、ミュンヘン郊外のダッハウ強制収容所跡でも1955年には強制収容所跡を記念館にすることが決定されている。³³このように、大量虐殺を人々の記憶に残そうとする活動は、被害者側からのイニシアティブによって始められた。このような「記憶の地」のための活動は、現在までさまざまな方法で行われている。例えば、ドイツの街を歩けば、ナチス・ドイツ時代に虐殺に関係した建物の入り口に、その旨を記した表示板が貼り付けられているのを見ることができる。また、東西ドイツ統一後になると、戦前の官公庁が置かれていた首

都ベルリンのヴィルヘルム通り (Wilhelmstraße) を保存し、加害者としての「記憶の地」とする試みが行われた。

ドイツで主に再統一後に盛んになったのは、記念碑 (Denkmal) や追悼碑 (Mahnmal) の建設である。すでに、大量虐殺の場となった「記憶の地」には、犠牲者を追悼するための記念碑・追悼碑が建てられていたが、近年増えている記念碑は、大量虐殺とは関係のない街の中心部などに建設される記念碑である。ドイツ国内において、最も大規模で有名なホロコースト記念碑は、「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」(Denkmal für die ermordeten Juden Europas) であろう。この記念碑は首都ベルリンの中心部に位置し、ドイツ連邦議会やブランデンブルク門からほど近い場所にある。約1万9千平方メートルの敷地に、棺桶のような直方体の形をした2,711基のコンクリート製石碑が立ち並ぶ。石碑の上面面積は0.95メートル×2.38メートルで、高さは0～4メートルと様々である。これらの石碑は同じ向きで等間隔に並べられ、石碑の間は一人が通れるほどの広さである。このような構造によって、記念碑は大量虐殺の際に消し去られてしまう「個人」を訪問者に意識させるよう造られている。また、石碑を並べるといって、一見して効率的に見える方法によって、効率的・系統的なシステムが大きくなりすぎ、当初の意図からはずれば、人間的理性を失わせるという事実を表している。³⁴

記念碑の建設は、1988年8月24日にドイツのジャーナリスト・文筆家であるレア・ローシュがとある集会で、歴史家エバーハルト・イエツケル

32 戦後ドイツの過去をめぐる論争の歴史については、ペーター・ベンダー／永井・片岡訳『ドイツの選択 - 分断から統一へ』(小学館、1990)、三島憲一『戦後ドイツ - その知的歴史』(岩波新書、1991)、仲正昌樹『日本とドイツ二つの戦後思想』(光文社新書、2005)、Nicolas Berg, *Der Holocaust und die westdeutschen Historiker, Erforschung und Erinnerung*, Göttingen, 2003を参照。

33 KZ-Gedenk- und Begegnungsstätte Ladelund, “Erinnerung & Versöhnung,” in: <http://www.kz-gedenkstaette-ladelund.de/homepage/erinnern-versoehnung> (Stand: 03. August 2012). KZ-Gedenkstätte Dachau, 1945 - Gegenwart: “Geschichte der KZ-Gedenkstätte Dachau,” in: <http://www.kz-gedenkstaette-dachau.de/gedenkstaette-einfuehrung.html> (Stand: 03. August 2012)

34 Peter Eismann, “Das Denkmal für die ermordeten Juden Europas,” in: *Stiftung Denkmal für die ermordeten Juden Europas, Materialien zum Denkmal für die ermordeten Juden Europas*, Berlin, 2007, 10-11.

との共同構想について語ったことから始まった。この構想は当時西ベルリンにあった広場³⁵に、ユダヤ人虐殺の記憶をとどめる「見逃しようも無いしるし」を造るというものであった。この構想は世論や政治家³⁶の賛同を得ると同時に、記念碑の専門家からは、虐殺記念碑を芸術作品として捉えることへの批判が起こった。結局、その構想は下火になったものの、ベルリンの壁崩壊後の1990年初めに、記念碑建設構想を支持する市民団体が、壁崩壊以前は東ドイツ側の無人地帯³⁷であったブランデンブルグ門南側の土地に記念碑を設置する提案がなされた。1992年、この構想にコール政権も賛成を表明し、土地の提供が決定した。³⁸しかし、統一ドイツの首都であり、連邦議会にも近く、様々な政府機関や外交機関の置かれる公的 성격の強いベルリン中心部に、巨大な記念碑を設置することへの批判もなされた。また、記念碑の対象がユダヤ人に限られることも批判された。1994年4月に記念碑のデザインを決めるコンペティションがドイツ政府に委託を受けた機関によって行われ、一旦候補者が選ばれたものの、選考過程が世論を反映していないとして批判を受けた。そのため、1996年に再びコンペティションが開かれ、記念碑のデザインが絞られた。しかし、当時のコール首相による建設デザインへの介入や、1998年9月の連邦議会選挙でのコール政権の大敗を期に、記念碑建設構想そのものを白紙に戻す動きもあり、決定は引き延ばされた。³⁹しかし、連邦議会選挙で政権を獲得したSPD・同盟90/緑の党連合政権は、連邦議会が記念碑建設の基本決定を行う取

り決めをしており、1999年6月、連邦議会は、「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」建設を正式に決定、2000年11月には計2,760万ユーロの支出を認めた。つまり、もともと市民構想であった記念碑建設事業は、次第に国家事業的正確を帯び、ついに政府・議会によって正式な国家事業と決められたのである。記念碑は2002年11月より建設工事が進められたが、工事中にもまた別の議論が引き起こされた。2003年10月、記念碑の建築に使われる素材の一部の製造元が、ナチス時代に強制収容所に製品を提供していた企業に関係のあったことが判明した。しかし、代わりの製品が見つけれないとして、製造元を変更しなかった。⁴⁰結局、工事は進められ、記念碑は2005年5月に完成した。

ベルリンの「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」は統一ドイツ初めての国家事業としての設立された記念碑であった。ホロコースト記念碑の最大の問題は、そこに反省・改悔の念が存在するかどうかという疑いである。ホロコースト記念碑批判では、その理由として、記念碑建設と政治との結びつきが挙げられている。新国家となった統一ドイツは、対外的に（特にアメリカに対して）自らの過去への取り組みへの真摯な態度を表し、第三帝国の後継者である西ドイツによる再統一、という負のイメージを払拭する必要がある。また、国内政治において、記念碑に代表される「ドイツ国民の改悔」がドイツ人を再び結びつける新たなアイデンティティとして機能しているとの指摘もある。特に、この「罪の共通意識」が作り出したドイツ

35 現在はナチスの戦争犯罪を記録展示する「テロのトポグラフィー」館になっている。

36 例えば、この構想はウィリー・ブランドやギュンター・グラスなどの賛同を得たとされる。Stiftung Denkmal für die ermordeten Juden Europas, "Geschichte des Denkmals für die ermordeten Juden Europas," in: <http://www.stiftung-denkmal.de/denkmaeler/denkmal-fuer-die-ermordeten-juden-europas/geschichte-des-denkmals.html#c957> (Stand: 03 August 2012).

37 ベルリンの壁の東ベルリン側にはもう一枚壁があり、東側は二つの壁にはさまれた無人地帯を作ることによって逃亡者を発見しやすくしていた。壁崩壊後、この土地はドイツ政府の所有となった。

38 *Stiftung Denkmal für die ermordeten Juden Europas*, a.a.O.

39 Günter Schlusche, Ein Denkmal wird gebaut. Geschichte, "Planung und baulicher Kontext", in: *Stiftung Denkmal für die ermordeten Juden Europas, Materialien zum Denkmal für die ermordeten Juden Europas*, Berlin, 2007, 22-23.

40 Schlusche, a.a.O., 28.

国民のアイデンティティは新たな疑問を生み出した。ホロコーストを知らない新しい世代もドイツ人であるために、この「罪」を背負う必要があるのか、という疑問や、ヴァルザーの「過ぎ去ろうとしない過去」といった意識は、ドイツの過去への取り組みに関する問題をより複雑にしている。首都の中央に位置する巨大な記念碑がそもそもホロコーストの記憶に適しているのか、という疑問もある。元来、国家の記念碑とは戦勝記念であったり、戦争で亡くなった兵士を英雄として称えるものであったり、ナショナリズムや国家の榮譽・名声といったイメージと結びついているからである。また、記憶のためであれば、碑ではなく研究機関や記念館、ホロコーストのための施設の跡地のほうが適しているという批判もある。さらに、ホロコーストとは関係の無い場所に記念碑を新たに建設することによって、ホロコーストが行われた場所（強制収容所跡地など）の意義が失われる危険性も指摘された。また、このような記念碑は、空間として実際のナチス犯罪に結びついていない場所に建設されることから、反省や追悼がパフォーマンスに過ぎないという批判も受けている。⁴¹

さらに言えば、ナチス・ドイツによる大量虐殺の犠牲者は、ユダヤ人だけではなく、犠牲者には、シンティ・ロマ、スラブ系人捕虜、身体・精神障害者などの安楽死思想の犠牲者、同性愛者、「エホバの証人」の信者、告白教会のメンバー、共産主義者や平和主義者などナチスに反抗した人々などが含まれていた。しかし、記念碑が対象とする犠牲者は、「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」や「ナチス

ムによって虐殺されたシンティ・ロマの記念碑」のようにグループ分けされているのが常である。特に、ユダヤ人犠牲者のための記念碑は1990年以降数多く建設されたが、それ以外のものは必ずしも多くないのが現実である。

(4) ドイツの戦争犯罪責任問題と戦後処理【3】 —教育における「記憶」の継承

学校教育において、ナチス・ドイツ時代の事実は避けて通れない課題であった。現在、ドイツの歴史教育では、比較的多くの学習時間がナチス・ドイツの歴史に割かれていることはよく知られている事実である。戦争直後の歴史教育は、占領軍による非ナチ化政策によって始められた。そのため、新しいドイツの歴史教科書の必要性が高まり、教員や教育学研究者などの教育関係者が新しい歴史教育に高い関心を示し、この時代に後の教科書作成のための基礎が作られたとされる。⁴²本格的にドイツ人による戦後の教科書づくりが始められたのは、1949年以降の占領終了後からである。1950年代初期の西ドイツの歴史教科書では、ホロコーストなどのナチズムの犯罪を直視しようとする一応の記述がなされていたが、西ドイツのNATO加盟・再軍備によって歴史の抑圧が強まった50年代後半になると、戦争やファシズムの原因を国際環境に求め、ドイツ人の責任を避ける傾向が顕著になった。⁴³しかし、1960年代の体制批判や戦犯裁判などから、そのような教科書を疑問視する声も増えていった。また、1962年には文部大臣会議（KMK）が西ドイツの歴史授業でのナチズムに関する教育を義務付けた。⁴⁴1969年に誕生したブラ

41 「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」に対する批判は、Hans-Ernst Mittag, *Gegen das Holocaustdenkmal der Berliner Republic*, Berlin, 2005を参照。

42 近藤孝弘（1993）p41。

43 藤沢法暎（1986）p220。

44 しかし、この義務付けではナチズムを全体主義として捉えており、当時東ドイツ体制を全体主義として批判していた西ドイツによるナチズムの一般化であった。この、ドイツ国民がナチズムの加害者としての責任を認識しにくい教育方針は、現在まで続いているという批判もなされている。Susanne Popp, “Nationalismus und Holocaust im Schulbuch. Tendenzen der Darstellung in aktuellen Geschichtsschulbüchern,” in: Gerhard Paul/ Bernhard Schoßig, *Öffentliche Erinnerung und Mediatisierung des Nationalsozialismus. Eine Bilanz der letzten dreißig Jahre*, Göttingen, 2010, 100-101, 112.

ント政権の東方政策を契機に、ポーランドとの教科書対話が始まった。また、1950年にはすでにフランスとの教科書対話がなされていたほか、チェコ・イスラエル・ロシアなどとの教科書対話も現在までに進められ、平和教育・国際協調のための歴史・地理教科書が整備されてきた。

さらに、教科書だけではなく他の教材や課外活動を通してナチズムの歴史に関する歴史教育は行われている。上記の「記憶の地」や「記念の地」、またはその他の記念館や記念碑に課外活動として多くの学校グループが訪れるほか、それらの記念館などを使った教育法に関する学術的な研究も進められている。また、1960年代から、歴史の中の日常生活に重点を置き、生徒個人の感情に訴える教育がなされてきた。そのため、ノン・フィクションや写真などが授業でも用いられるようになった。例えば、すでに『アンネ・フランクの日記』は50年代にドイツ語に翻訳されていたが、60年代には『Der gelbe Stern』という写真とテキストでナチス・ドイツ時代のユダヤ人を描く作品も教材に引用された。⁴⁵ また、その後は、フィクションの童話や小説も教材の一つとなった。『Als Hitler das rosa Kaninchen Stahl』⁴⁶、『Damals war es Friedrich』⁴⁷、『Der gelbe Vogel』⁴⁸などの、ナチズムを題材にした童話や小説は、1970・80年代から学校教育のための副教材として用いられ続けている。

(5) ドイツの戦争犯罪責任問題と戦後処理【4】 —外交と領土に見る「記憶」の処理

ドイツの降伏後、ポツダム協定では、ドイツの非武装化、非ナチ化、非中央集権化、民主化が決定された。しかし、その具体的な方法は4

つの占領地域で異なっていた。さらに、ドイツの領土に関し、英・仏・米・ソ連の四カ国による分割占領、アルザス・ロレーヌ地方のフランス偏入が決められたほか、ソ連の主張によりオーデル・ナイセ線を暫定的なポーランド・ドイツ国境にすることなどが決定された。その際、オーデル・ナイセ線以东からのドイツ人住民追放が容認された。賠償取立に関しては、イギリスがドイツ経済復興を妨げるとして反対したのに対し、ソ連は実物による賠償の取立を主張した。⁴⁹ また、ポツダム協定ではドイツを経済的統一体としてみなすことが定められていたにもかかわらず、分割占領体制は東西の経済体制を隔てる結果となった。このような、地域ごとに政策・経済体制の異なる分割占領は、後のドイツ東西分割への第一歩となった。

占領期における戦後補償は、まず占領直後に、国内の被害者（人種差別の被害者、政治・宗教・平和運動を理由とする反ナチ運動に対する弾圧の被害者など）に対する補償の規定が占領国や州によって定められたほか、1947年と1949年に、西側三カ国占領地域と西ベルリンで、ナチス・ドイツ時代に不当に取り上げられた財産を返却する法律が作られた。また、人的被害や財産で返却が困難なものに対しては、1946年にアメリカ占領地域で遺族の生活のための補償に関する州法が成立したほか、1949年にはナチス・ドイツによる不当行為に対する補償が西側占領地区の多くの州で定められた。これらの法律は西ドイツ成立以降も引き継がれた。⁵⁰ しかし、これらの補償は西側占領地域内の住民に限られており、実際のナチス・ドイツによる被害の多かった国外の被害者に対しての補償はなかった。

45 A.a.O., 100.

46 Judith Kerr, *Als Hitler das rosa Kaninchen Stahl*, 1971年に英語で出版され、ドイツ語初版は1973年。

47 Hans Peter Richter, *Damals war es Friedrich*, 初版は1961年。

48 Myron Levoy, *Der gelbe Vogel*, アメリカで1977年に出版され、1982年にドイツ語訳された。

49 戦争賠償については、ライナー・ホフマン（2006）pp296-313を参照。

50 Bundesministerium der Finanzen, *Entschädigung von NS-Unrecht Regelungen zur Wiedergutmachung*, Berlin, 2011, 5-6. また、この章の戦後補償については、Hannes Ludyga, “Die Juristische „Wiedergutmachung“ nationalsozialistischen Unrechts in Deutschland”, in: *Rechtstheorie* 39 (2008), 573-586も全体的に参照した。

西ドイツ外交の転機となったのはブラント首相の東方外交である。1969年に首相となったブラントはその施政方針演説で、前政権がなし得なかったソ連との武力不行使宣言⁵¹の成立が西ドイツの東側諸国との関係改善に繋がるとし、東方政策を進めるにあたって、ソ連や東欧諸国だけでなく東ドイツとの交渉を進めることを明らかにした。また、「ドイツの二つの国家」という表現を使い、実質的に東ドイツの存在を認めた。ただし、ブラントは武力不行使宣言が西ドイツ単独ではなく、アメリカをはじめとする西欧諸国との連携によってのみ実現し得ると考えていた。一方、ソ連は1969年末の段階では強固な態度をとり、東ドイツの承認、国境線の不可変、ドイツ統一への要求取り下げなどを求めた。西ドイツが譲歩を求めた結果、西側との経済関係強化を求めているソ連は次第に西ドイツに歩み寄りの姿勢を見せ、東ドイツの承認については棚上げとした。さらに、ドイツ再統一を最重要課題とする西ドイツはその可能性を探るが、現状の承認と国境の不可変（オーデル・ナイセ線だけでなく東西ドイツ間の国境も含まれていた）を要求するソ連は、これを拒否した。しかし、西ドイツは根強く交渉を進め、条約とは別形式で、この条約がドイツの分断を固定せずドイツ人の自決権と反するものではないとする「ドイツ統一に関する書簡」を西ドイツ側が交付することを提案し、最終的に受け入れられた。双方の歩み寄りの結果、1970年8月にソビエト・西ドイツ武力不行使条約（いわゆるモスクワ条約）が結ばれ、両国の武力不行使、現在の国境線の不可変、両国間の協力関係の樹立などが定められた。また、1970年2月からポーラン

ドとの交渉も行われた。12月にはワルシャワ条約が結ばれ、双方はオーデル・ナイセ線をポーランドの西側国境として承認したほか、武力不行使、両国関係改善努力などを決めた。しかし、ポーランド側の希望したナチス・ドイツによる犯罪行為に対する賠償と、ドイツ側の希望したポーランド国内に住むドイツ人の出国に関しては合意に至らなかった。ブラントがワルシャワ・ゲッターの記念碑の前で跪いたのはまさにこのワルシャワ条約調印のためワルシャワを訪れたときであった。⁵²

1989年に東ドイツ内での経済状況の深刻化やソ連のペレストロイカに反対する東ドイツ政府の姿勢から、体制批判が強まり、東ドイツ市民の西側への出国の動きが出始めた。そして、すでに体制改革を行っていたハンガリーがオーストリア国境を開き、東ドイツ市民のさらなる脱出が始まった。ベルリンの壁崩壊直後は、西ドイツもまだ再統一に対する明確なコンセプトを持っておらず、東ドイツもモドロウ首相が提唱する自由選挙による体制改革が可能であるとしていた。しかし、東西ドイツの政策協力を行う共同体形成をソ連が容認すると、コール政権は11月に「ドイツとヨーロッパの分裂を克服するための10項目プログラム」を発表し、東西国家連合の形成に乗り出した。西ドイツはその後、経済状況が悪化し再統一への声が高まっている東ドイツに通貨同盟の形成を提案し、東ドイツの選挙（1990年3月）で統一への決定を下させようとした。西ドイツでは、この経済的ナリスクを抱える提案に反対の声が上がったが、東ドイツではコールの作戦が功を奏し、早期統一への声が高まった。一方、米・英・仏・ソはドイ

51 武力不行使宣言は、相手国の領土保全を考慮するものであり、東側が求めているヨーロッパの現状承認につながるものだった。また、ソ連は西ドイツが武力行使により未だ西ドイツの承認していないオーデル・ナイセ線変更を求めることを危惧していたほか、西ドイツも国連憲章の旧敵国条項によってソ連の武力行使の対象となり得たことから、この武力不行使宣言は双方にとって望ましいものであった。そのため、東方諸国と西ドイツの関係改善のために双方が歩み寄ることのできるテーマとして、ブラント政権はこれを交渉の手段とした。妹尾（2011）p54。

52 2012年10月、韓国の民間団体が日本政府の従軍慰安婦問題への否定的な態度に抗議するためにニューヨークのタイムズスクエアに広告を設置した際、この時の出来事を紹介し、ドイツとの比較対照のうえで韓国女性への戦時性暴力被害への謝罪を求めたことは記憶に新しい。

ツ統合後の四カ国の立場について話し合いをしていた。1990年1月アメリカは、東西ドイツにまず経済・政治・法律の分野での統合を表明させ、東西ドイツと四カ国の間で外交交渉を行うという案を発表した。これは、再統一そのものはドイツ人の自決権に属し、4カ国と、最終的には全欧安保協力会議（CSCE）が東西ドイツの決定を承認するという「二プラス四方式」と呼ばれる方法であった。コール政権は西ドイツ国内に住む追放ドイツ人の団体への配慮やポーランドからの賠償請求への恐れから、ドイツ統一後の議会によってのみ国境を決定しようとの立場を主張した。1990年2月、ポーランドのマゾヴィエツキ首相はポーランドの「二プラス四」会談への参加を求めたが、その要求をコールは退け、そのかわりに二国間の国境条約締結を提案した。この問題に対し、フランスのミッテラン大統領は、ドイツ再統一前の国境条約締結とポーランドの会談参加へ積極的な姿勢を見せた。コールはアメリカの後押しを受けてこの動きをかわし、フランス側をなだめるためにも、数ヶ月間停滞していたヨーロッパ統合の動きをさらに進めることとした。⁵³ ミッテランはドイツ側の提案したヨーロッパ統合のための政府間協議に賛成し、そのためにドイツ再統一を承認した。また、英・ソも1990年3月の東ドイツにおける選挙で早期ドイツ統一を望む結果が出たことから、⁵⁴ ドイツ統一を受け入れることとなった。特にソ連に対しては、4月の終わりに、コールはドイツ軍の削減を打ち出したほか、融資を決定した。これに応じて、ソ連は5月に、ドイツ再統一の際は所属する同盟を自由に選択できることを承認した。NATOが7月に機構改革を行い、ワルシャワ条約機構を仮想敵とはみなさないこととすると、ソ連は再統一後のドイツのNATO残

留を認めただけ、ドイツ側も国防軍兵力の上限を決めた。7月に開かれた第三回「二プラス四」会談では、オーデル・ナイセ線を国際法上、国境として確定することを取り決めた。その後、9月に開かれた第四回会談では、ソ連が西ドイツに対して、東ドイツからのソ連軍撤退と引き換えにさらなる融資を求め、西ドイツはこれに合意した。最終的にモスクワで「統一条約」が調印され、ドイツの主権が認められた。この条約は10月にCSCEで確定され、ドイツは再統一に至った。⁵⁵

同時に、再統一したドイツは補償のための動きも始まった。旧東ドイツ地域における戦後補償が始まったのも再統一後であった。また、1995年にアメリカとの補償協定を結んだ。東欧諸国との協定も結ばれ、1991年にポーランドの「ポーランド・ドイツの和解のための財団（Foundation for Polish-German Reconciliation）」に対する補償支払いが取り決められ、約2億5千万ユーロが支払われた。また、1993年にロシア、ベラルーシ、ウクライナへの補償支払いの基金が作られ、合計で約5億ユーロが支払われた。バルト三国もロシア・ベラルーシの財団を通して支払いを受ける予定であったが、バルト三国側がこれを拒否したため、100万ユーロの追加支払いを行った。さらに、1997年にチェコ（約7千万ユーロ）、1998年から2000年の間にその他の中東欧10カ国に補償を支払い、補償のための財団や、多くの場合、赤十字が補償金分配の機関となった。また、ユダヤ人対独物的請求会議が中・東欧諸国に住むユダヤ人のための基金を設置し、1999年から2010年の間に約3億5千万ユーロがドイツからこの基金に支払われた。さらに、2000年には、すべての強制労働被害者のための財団が設立され、ドイツ国家やドイツの企業から支払いがなされた。⁵⁶

53 西ドイツはECの望んでいた外交面・防衛面での統合推進には消極的だった。しかし、これをフランスと協議を進めることを提案、この提案は将来的にマーストリヒト条約につながった。

54 この選挙のためにコールは東のCDUをはじめとする友党に対して強力な選挙援助を行った。

55 戦後西ドイツの外交政策については、妹尾前掲書ならびに次の書参照。Ulrich Lappenkuper, *Die Aussenpolitik der Bundesrepublik Deutschland 1949 bis 1990*, München, 2008

(6) 総括一日独比較の視点から

戦後の日本と西ドイツにあってはともに冷戦構造を背景にして西側への編入ベクトルが強く働き、社会主義との対峙という制約のもとに経済発展の基礎づくりにプライオリティーが置かれた。西ドイツでは移管条約・ロンドン債務協定を通して賠償請求問題を平和条約締結で解決するとして賠償が先送りされ、占領諸国への賠償は実質的に無視された一方で、ナチスによる迫害に対しては補償措置が進められた。⁵⁷すなわち、補償に傾斜することによって戦争に伴う被害の賠償は当初はネグレクトされ、「戦争犯罪と人道に対する罪」と賠償・補償とは直接的には結びつかなかった。したがって、戦後（西）ドイツの戦争犯罪処理が「完全な清算」をもたらしたかについては疑問の余地がある。特に戦後補償がナチス迫害、とりわけ犠牲となったユダヤ人たちに集中したことが結果としてシオニズムの正当化に利用され、パレスチナでの抑圧を間接的に支えているといった批判は無視できない。パレスチナ系米国人、ポストコロニアルの思想家E. サイドが生前に残した次の言葉は、戦争犯罪の清算作業の困難さについて警告しているかのようであり、良心的なドイツ人には耳が痛いに違いない。

「…私たちはパレスチナと呼ばれる土地にいた。たとえ、ナチズムを生き抜いたヨーロッパのユダヤ人残存者を救うためであっても、ほとんど何百万もの同胞にパレスチナからの離散を余儀なくさせ、私たちの社会を雲散霧消させてしまったあの土地収奪と私たちの存在抹消とは、いったい正当化される行為だったのであろうか。」⁵⁸

しかしそれゆえに、西ドイツにあってはホロコースト犯罪への対応がより真摯に追及され、

市民の間でもそれを意識した広範で長い「過去の清算」への営みが続けられている。ドイツ人戦犯に対する最初の審判はポーランドで1944年に始まったのを皮切りに、有名なニュルンベルク国際軍事裁判だけでなく欧州各地で行われ、全体で少なくとも10万人のドイツ人、オーストリア人が裁かれている。⁵⁹そして、それと連続する形で東方領土の放棄を意味するオーデル・ナイセ線の国境承認や他の欧州諸国との共通歴史教科書への取り組み、また再統一後の周辺諸国への賠償措置など、戦後ドイツの「清算作業」は一定の進展を見せてきた。(西)ドイツでは冷戦構造のもとで東西間でのバランス感覚を常に保たなければならないという内生化された危機感が、戦後処理や欧州統合の推進力として機能したことも重要な要因となった。言うまでもなく、その根底にあったのは第三帝国中核としてのドイツ自体が東西に分断され、過去の戦争犯罪に対する「痛み」が国民の意識に内在化されたという事実であった。

それに対して、戦後の日本では冷戦構造のもとにおかれながらも、いやそれゆえに、アメリカの占領政策が戦争犯罪問題を意図的に糊塗してきたことも手伝って、戦後処理断行や近隣諸国との協調へと舵を切るだけの危機意識は自生してこなかった。ドイツとは異なって、国土分断は大日本帝国の中核ではなく、朝鮮半島という、かつての版図の一部で周辺化された形で起こったために、植民地支配・戦争犯罪への「痛み」は日本国民の間において意識の外部に留め置かれ、本来責任を負うべき朝鮮半島の分断状況に対して、ほとんど当事者意識を持ちえないまま、今日に至っている。さらに、サンフランシスコ平和条約は賠償義務を認めながらも、その後の近隣アジア諸国との2国間条約にあってはそれが借款ベースでの資金供与に置き換えられた

56 Bundesministerium der Finanzen, a.a.O., 8-13.

57 矢野久 (2006) pp199-200.

58 サイド (2004) p.10.

59 ノルベルト・フライ (2012秋季号) p49&52.

結果、責任の所在を曖昧化しただけでなく、それが日本資本のアジア進出の呼び水として機能したために、経済成長路線に取り込まれた多くの日本人の間には、戦争犯罪への贖罪意識とともに戦争責任問題は相対的に希薄化されてしまった。日韓基本条約や日中平和条約の締結などで、「補償問題は解決した」との認識が正当化され、戦争時の人権侵害、たとえば戦時性暴力被害者たちへの個人補償請求権などは完全に黙殺されているばかりか、そもそもそうした事実の存在さえ認めようとさえしない世論がまかり通るのが現状である。賠償問題だけではない、領土、歴史教科書など、「敗けた国」としての現実と本質に目を瞑り、「見たいものしか見ない」ことで、「清算作業」は戦後の歴代政権によって意図的に先延ばしされ、それが今日の東アジアに生起する多くの軋轢の要因となっていることは疑いのない事実であろう。

4. グローカルな地平からの市民意識の再構築

「想像の共同体」(B.アンダーソン)としての近代国民国家フレームはヨーロッパでは15世紀以降において形成されてきたものだが、日本ではせいぜい150年前のことである。それが付与する様々な「幻想維持装置」として、日本では中央集権的な公教育を通じた国旗国歌への尊敬や、自国中心の歴史(国史)観の薫陶などによって、臣民(戦前)・公民(戦後)意識を訓育されてきた。それらによって私たちは漠たる「ナショナルな感覚」を刷り込まれ、自身の日本人性・日本国民としてのアイデンティティについて、ほとんど疑問を挟むことさえしなくなってしまう。国民国家フレームの下で意識的に(あるいは無意識的に)教化されてきた「立ち位置」は、自身が意識して相対化する注意をしないと、その“呪縛”からの脱却は極めて難しい。

国家は絶えずその統治下にある人々の紐帯を

強め、「想像の共同体」への帰属意識を再生産するために、意図的にナショナリティーの所在を演出する。大日本帝国時代もそうだったが、戦後「民主主義時代」になると高度経済成長がもたらした価値観の多様化や、天皇の神性に依存した統制が不可能となった分だけいっそう、帰属意識の間歇的な再確認作業が要請されるようになった。市民間の結びつきが希薄となり、ますます「アトム化」が進む社会にあって、為政者たちには都合よく国民を操るために「アトム」のまま留め置き、彼らに逆らうような「分子」へと成長していくことを避けるべく手のひらに転がしておくという、結構厄介な政治作業が要請されることとなる。すなわち、市民社会の基層レベルでの内成的な紐帯の強化ではなく、むしろその分断、国家が介在しなければいかなるチャンネルも機能しなくなるような統制ベクトルが派生することとなる。戦後日本社会に働く国家と市民社会との相克のコンテクストを、評論家鶴見良行は次のように解析した。

「…大衆消費社会のなかで人々がばらばらに切離されていればいるほど、政府にはそれをむすびわせていく操作が必要なわけで、だから新幹線、東京オリンピック、Expo、札幌オリンピックとつづく系列は、どれひとつをとってみても、市民たちが自発的に参加した事業というよりも、政府がほとんど一方的に上から作り出したものです。そして政府にとっては、市民たちがばらばらである状態を自分たちの手で作り直していくよりも、実は、ばらばらのままで、一つの器に入っているような状態の方が好ましいのです。(評論家の)なだいなだ氏は『日の丸を掲げる人と日の丸を掲げられる人』というエッセーで、『日の丸は、連帯の象徴である前に、まず孤立の象徴なのです』と鋭い警句を放っていました。」⁶⁰

国民国家のフレームを脱し、東アジア市民的立場から「過去の記憶」を再構成すること、「歴史を紡ぎ直す」知的作業の必要性は、国家権力

60 鶴見良行(1980) p21。

の恣意的統制から自由になり、市民的感性と自立的な紐帯を作りだしていく努力とけっして無関係なものではない。東アジアの諸国民が深く抱いている「感情の記憶」への配慮、過去の「痛み」を共有しようとする意志、未来を共に歩もうとする共生と協働への智慧と想像力…それらは東アジア市民意識の基礎的パーツとなるばかりでなく、意識と行動をグローバルとローカルなレベルで相互に結びつけ、東アジア市民社会の実態化を促す初歩的な営みであろう。前章で触れたドイツでの戦争犯罪総括や領土問題決着の経験が示すように、欧州では「過去」を総括する市民の真摯な、息の長い取り組みが進んでおり、今日では各国の財政危機に揺さぶられつつも「欧州市民意識」とでも呼ぶべき豊かな文化土壌が生まれている。「東アジア市民意識」もまた、ナショナリティーとは別次元に芽生える市民意識のもとに育まれてゆくものに相違なく、そのためにも、東アジア市民間での地道な「過去」への総括が要請されている。

現在の国際社会を構成する主権（国民）国家それぞれの視点から見た歴史観が、大きく異なっていることは言うまでもない。しかし、こと東アジア世界に関する限り、歴史認識の相違がそれぞれの国民の心の奥底でわかまりとして深く刻み込まれ、今に至っているという事実と、私たちは向きあわなければならない。自己本位の視点、各国民国家中心史観から出来る限り自由となり、東アジア市民社会の一員という視点に立って歴史を再構築し、紡ぎ出していくことが重要な課題となっている。広島平和記念資料館には「国際化は双方の歴史を正しくとらえることで初めて成り立ちます。お互いの痛みを未来

にどう生かすかが大切です」との言葉が掲げられている。「市民社会から生まれながらも市民社会をますます疎外する」（エンゲルス）国家の枠組みにとらわれない新しい市民意識を、相互依存の現状を意識したローカルな現場に根を張った「グローバルな地平」から再建する試み、たとえば国籍の違いを超えた地域構成員の共同作業としての歴史の紡ぎ直しといった取り組みは、冒頭に触れた天児と孫が指摘する東アジアの現状と意識に関する「乖離」を埋め合わせ、接合させていくための方策となって、実体をなしつつある東アジア市民社会の新しい公共概念を創造する可能性を秘めたものともなるだろう。⁶¹

5. おわりに：戦争責任・戦後処理責任問題の総括と「清算」の展望

2012年6月、福島原発事故の3ヶ月後、ドイツのメルケル政権は原子力法を改正し、2022年までに国内20数基の原発を完全廃止することを決定した。「3・11」より1年以上を経ても明確な原子力政策を打ち出せず、既得権諸勢力への配慮を優先して右往左往する日本の政権とはきわめて対照的である。災害時もさることながら、その後の事態を見て痛切に思うことがある。それはアジア太平洋戦争の時と同様、「だれも責任を取ろうとしない体制」の本質はなお戦後日本の政治社会に強固に生き残り続けてきたという感嘆である。⁶²

1945年8月15日が必ずしも「リセットの日」とはならず、戦争責任と戦後責任の連続性を示しているのが、責任所在の不問とともに行われた明治憲法の主権天皇から現行憲法の象徴天皇へ

61 蛇足ながら、筆者（奥田）も一員となって学生市民諸姉諸兄と進めてきた東アジア現代史の再構成作業の成果として、次の刊行物がある。アジア共通現代史教科書編纂委員会『東アジア共同体への道』（文教大学出版事業部、2010）。また、その前半部分英語訳版 *On the Road to East Asian Community, Vol.1* も公刊されている（2012）。

62 福島原発事故を取材したジャーナリスト大鹿靖明氏はその著で次のような感想を記している。両事象に関わる驚くほどの類似を彼もまた感じた一人なのであろう。「…彼らにとって、『電力を守る』、『原発を推進する』は、組織のDNAだった。いままでそうしてきたので、その枠から外れることができないのだ。先輩が積み上げてきた政策や制度を変更する勇氣はなく、無難な前例踏襲でお茶を濁す。『レベル7』という人類史上最悪の原発事故を引き起こした戦犯官庁であるにもかかわらず、彼らには『戦犯意識』、『責任感』は希薄だった。」大鹿靖明（2012）p316。

の移行だった。大日本帝国の統治システムの枢要を占めた天皇という存在（機能）が、本来背負うべき相応の戦争責任と戦争被害者への謝罪という問題に十分な総括を経ないまま戦後に橋渡しされ、国家の加害性は曖昧なものとしてしまった。

昭和天皇が終戦交渉への努力を初めて公の場で口にしたのは、1945年6月22日の最高戦争指導会議の席上だった。⁶³それは、翌23日には沖縄での組織的抵抗が沈黙したことを勘案すれば、沖縄戦が本質的に本土防衛の「捨て石」として位置付けられていたことを雄弁に物語ると同時に、彼と彼を取り巻く戦争遂行責任者たちにとって、沖縄での20余万人の命よりももっと重要な、守らなければならないもの—そういうものが存在していること自体が最大の問題だろう—があったことを示している。そして、そのナニモノかは戦後もなお、アメリカの力によって担保され、為政者たちによって都合よく継承されてきた。それとは逆に市民自前での戦犯責任追求努力はなおざりにされ、遂には「なかったもの」とさえ見る風潮が一般化した。（たとえば、旧厚生省は大日本帝国軍人への公的援護制度の拡充の一環として、1952年には「刑死者（戦犯）も地方慰霊祭と一緒に祀ってもらうようにする」との方針を練ったうえで、同年の平和条約発効を受け、53年段階で「最終的には（A級戦犯を含めた旧軍人たちの）靖国神社への合祀を目標とする」と明示し、54年3月には「英霊を靖国神社に合祀する前提として、護国神社へ未合祀の向は合祀方取り扱はれたし」と都道府県に求めた。戦犯の靖国神社合祀はまさに国が主導していた。）⁶⁴

近代日本国家がアジア民衆に対して持っている加害性への謙虚な反省と共に、「これから」のために必要な課題は、「戦うこと、殺すこと」から訣別し、市民共生への具体的な方策を模索す

ることだろう。そうした観点から、たとえば広島
の被爆者たちが「報復」よりも「和解」を説く姿勢は極めて重要だろう。そこには、自身が体験した理不尽な惨禍を普遍化し、グローバルな地平で「痛み」を共有しようとの意志がすわっている。日本人が戦争被害者としての意識にのみとられ、ただその立場から平和を訴えることは、必ずしも世界への説得力あるメッセージとはならないだろう。そうではなく、自らの「加害自覚」をふまえ、他者が蒙った悲嘆と痛みへの共感と、想像力を働かせることで、はじめて東アジアにより善き生活の公共空間を打ち立てることができるのではないだろうか。興味深いことに、こうしたアジア諸民族和解への主張は安重根が著した『東洋平和論』の中にも見られるものだった。私たちは、この両者に共通した姿勢の中にこそ東アジア市民共生のカギを読み取りたい。

最後に、悲痛なことだが、以下のことにどうしても触れておかなければならない。それは、冷戦時代のアメリカが第三世界民衆の願いを無視し、それに敵対したことで失敗したのとまったく同様に、戦後日本もまた、アジア諸国民との共生を生み出す作業に失敗してきた、ということである。1945年8月15日を基点として、日本人・日本国家は東アジア世界での新しい国家原則と生活の原理、言うなれば戦後のグランドデザインを求めようとした。それは、アジア太平洋戦争の悲惨な教訓を基礎として、二度とアジア民衆を搾取、差別、支配しないこと、人として当然の暮らしを営む願いに邪魔をしないという誓い、単純化してしまえば「殺さない国家」としての自己規定だった。こうした「誓い」は、直後に始まった冷戦の展開のもとで次第に崩され、形骸化していくのだが、それは果たして冷戦構造、あるいはアメリカの占領という「外圧」によるものだけだったのだろうか。朝鮮

63 昭和天皇の言、「戦争指導については、先の御前会議で決定しているが、他面、戦争の終結についても、この際従来の觀念にとらわれることなく、速やかに具体的研究をとげ、これを実現するように努力せよ。」小倉庫次、半藤一利（解説・『文藝春秋』2007年4月号）p189。

64 旧厚生省「戦犯問題の早期完全会解決のための内部資料・業務要旨（1954年分）」、2012年1月12日付「朝日新聞」。

戦争やベトナム戦争時、日本は“臨戦体制”のもとにあり、時の保守政権はアメリカとの安保体制強化を唱え、アメリカの第三世界抑圧戦略に加担するのみだった。この姿勢には、アジアの人々の願いに背を向け、彼らの声に耳を貸さず、強い（と勝手に思い込んでいた）者、抑圧する側に身を置くことで、自らもまた抑圧者として振る舞ってきた「脱亜入欧」の悪しき精神風土から、戦後日本がなお脱却できていなかったことが如実に示されていた。

矛盾する表現かもしれないが、「歴史認識」と正面から向き合うことの意味とは、一方で国家や民族の“重荷”を背負うことを敢えて覚悟することでもあるのかもしれない。人間は社会的動物であり、固有の社会の諸環境に規定される存在である。私たちが近代国家のフレームの中に生まれ、また共有する（と思込まされる）ナショナリティーの中で刷り込まれてきた固有の価値観や歴史認識の有り様は、既にそれ自身が国家や民族のしがらみを背負わされてしまっていることの証しとも言える。しかしその一方で、人間は所与の条件のもとで能動的に周囲の環境に働きかけ、それらを再構成することが出来る存在でもある。他国民、他民族の主張や見解に耳を傾け、それらを比較研究することを通じて自分の考え方を相対化し、より広く深いフィールドから物事を見渡すことができるようになれば、そこから見える歴史の心象風景は、以前のそれとはかなり異なったものとなりえるだろう。そして、それまで対立的に存在してきた自・他の関係性は、そうした知的運動を通じて、はじめて「われわれ」という新しいレベルへと止揚していけるだろう。戦争という暴力に対する真摯で冷静な理解と想像力を働かせ、「損なわれ、苦痛に満ち、破壊された身体に敬意を持ったまなざしを向け、その身体の中で、生まれ、育て、死んだ、喜びや悲しみ、愛や恐れ、希望や夢のすべてを想起し、あるいは少なくとも想像

するという、非常に困難な作業」⁶⁵に挑むことを敢えて覚悟しつつ、私たちは国家やナショナリティーが付与し続けてきた固有の認識や価値観からより自由になって発想し、他者を慮る姿勢を身に付けてゆくことによって、現代東アジアにおける公共的空間の創造と共生と協働の実現の可能性への展望を見出したい。

過去から目をそむける者は現在を理解できず、遂には未来を失うだろう。過去の「痛み」やそこに生きた人々の「感情の記憶」をふまえ、東アジアの市民たちが互いを理解しようと努め、和解の精神を持って現在を共に生きることを誓うとき、私たちにとってより明るい未来は、その姿を現すことだろう。東アジア共同体時代に相応しい市民の「魂を作り出す作業」はなお未完であり、これからも続いてゆく課題である。

(了)

<主な引用文献>

- ・愛知宗教者九条の会『仁の人、義の人、信の人 安重根』（ほっとブックス新栄、2011）
- ・妹尾哲志『戦後西ドイツ外交の分水嶺 - 東政策と分断克服の戦略』（晃洋書房、2011）
- ・遠藤乾・板橋拓己『複数のヨーロッパ - 欧州統合のフロンティア』（北海道大学出版会、2011）
- ・大鹿靖明『メルトダウン』（講談社、2012）
- ・慶応義塾編『福澤論吉全集第10巻』（岩波書店、1960）
- ・近藤孝弘『ドイツ現代史と国際教科書改善 - ポスト国民国家の歴史意識』（名古屋大学出版会、1993）
- ・サイド／杉田訳『パレスチナ問題』（みすず書房、2004）
- ・孫歌『アジアを語ることのジレンマ』（岩波書店、2002）
- ・鶴見良行『アジア人と日本人』（晶文社、1980）
- ・林博史『米軍基地の歴史』（吉川弘文館、2012）

65 テッサ・モーリス・スズキ（2005）p314。

- ・藤沢法暎『ドイツの歴史意識－教科書に見る戦争責任論』（亜紀書房、1986）
- ・歴史教科書教材研究会編『歴史史料体系第11巻』（学校図書出版、2001）
- ・山室信一『日露戦争の時代』（岩波新書、2006）
- ・天児慧「アジア地域統合の新機軸を求めて」、早稲田大学アジア研究機構『ワセダアジアレビュー』第9号所収（2011.2）
- ・石田勇治「戦後ドイツの『過去の克服』」梶村太一論他『ジャーナリズムと歴史認識－ホロコーストをどう伝えるか－』所収（凱風社、1999）
- ・石橋湛山「大日本主義の幻想」大正10年8月13日「社説」、『石橋湛山全集』第4巻（東洋経済新報社、1971）
- ・小倉庫次、半藤一利（解説）「小倉庫次侍従日記・昭和天皇戦時下の肉声」、『文藝春秋』2007年4月号所収
- ・木谷勤「ベルリン・ホロコースト記念碑（警鐘碑）をめぐり思ったこと」『ドイツ現代史研究会ニューズレター』第4号（2005年10月）
- ・テッサ・モーリス・スズキ「暴力を語ることは可能か」、『岩波講座アジア太平洋戦争第1巻』所収（岩波書店、2005）
- ・ノルベルト・フライ／福永詠「ヨーロッパにおける戦争犯罪・ナチ犯罪の処罰の概観（下）」、『季刊戦争責任研究』第77号所収（日本の戦争責任資料センター、2012秋季号）
- ・原朗「戦後賠償とアジア」、『岩波講座近代日本と植民地第8巻・アジアの冷戦構造と脱植民地化』所収（岩波書店、1993）
- ・三輪公忠「満州をめぐる国際関係・19世紀末から20世紀前半にかけて」、雑誌『環』、Vol.10（2002夏季号）
- ・矢野久「賠償と補償」、『岩波講座近代日本と植民地第8巻・アジアの冷戦構造と脱植民地化』所収（岩波書店、1993）
- ・山室信一「満州・満州国をいかに捉えるべきか」、『環』Vol.10（2002夏季号）
- ・吉田裕「戦争責任論の現在」、『岩波講座アジア太平洋戦争第1巻』所収（岩波書店、2005）
- ・ラインハルト・リュール／西山訳「ナチズムの長い影－1945年以降のドイツにおける過去をめぐる政治と記憶の文化－」、『ヨーロッパ研究』第8号（2009）
- ・同上／浅田訳「ナチズムの過去と民主的な社会－ドイツにおける記憶政策と記憶文化」、『公共研究』第5巻第2号（2008年9月）
- ・ライナー・ホフマン／山手訳「戦争被害者に対する補償－1949年以降のドイツの実行と現在の展開」、『立命館法学』第306号所収（2006）
- ・Diasio, Nicoletta / Klaus Wieland (Hrsg.), *Die sozio-kulturelle (De-) Konstruktion des Vergessens. Bruch und Kontinuität in den Gedächtnisrahmen um 1945 und 1989*, Bielefeld, 2012.
- ・Dutt, Carsten (Hrsg.), *Die Schuldfrage. Untersuchungen zur geistigen Situation der Nachkriegszeit*, Heidelberg, 2010.
- ・Georg Eckert Institut (Hrsg.), *Grenzgänger. Transcending Boundaries*, (Eckert. Dier Schriftreihe 125) *Aufsätze von Falk Pingel*, Göttingen, 2009.
- ・Hartmann, Geoffrey/ Aleida Assmann, *Die Zukunft der Erinnerung und der Holocaust*, Konstanz, 2011.
- ・Lehrke, Giesela, *Gedenkstätten für Opfer des Nationalsozialismus. Historisch-politische Bildung an Orten des Widerstands*, Frankfurt/ New York, 1988.
- ・Musioł, Anna Zofia, *Erinnerung und Vergessen. Erinnerungskultur im Lichte der deutschen und polnischen Vergangenheitsdebatten*, Wiesbaden, 2012.
- ・Weber, Matthias, u.a., *Erinnerungsorte in Ostmitteleuropa. Erfahrungen der Vergangenheit und Perspektiven*, München, 2011.
- ・Langenbacher, Eric, “The Masterd Past? Collective Memory Trends in Germany since

Unification,” *German Politics and Society*,
Vol.28, No.1, Spring 2010., pp42-68.

- ・ Ludyga, Hannes, “Die Juristische „Wiedergutmachung
“ nationalsozialistischen Unrechts in Deutschland,”
in: *Rechtstheorie* 39 (2008), pp573-586.

【付記と謝辞】

本論文は公益財団法人JFE21世紀財団よりの
2011年度「アジア歴史研究」助成及び湘南総合
研究所共同研究助成を基にした研究の一部成果
として公刊するものです。共同研究者である矢
崎摩耶氏には主として第3章の一部の担当執筆
に尽力いただきましたが、論文の文責につい
ては奥田が負うものです。研究支援にご尽力い
ただいた関係各位には、紙面をお借りして心から
の謝意を表したく存じます。 (奥田)
